
駐留軍用地使用裁決申請等事件

- ・ 那覇港湾施設及び普天間飛行場に係る審理（第8回）
- ・ キャンプ・ハンセン、キャンプ・シールズ、牧港補給地区、陸軍貯油施設、嘉手納弾薬庫地区及びキャンプ瑞慶覧に係る審理（第7回）
- ・ 伊江島補助飛行場に係る審理（第6回）
- ・ 嘉手納飛行場に係る審理（第5回）

審理記録

日時：平成23年3月17日（木）
午後1時15分～5時1分

場所：沖縄市民会館 中ホール

駐留軍用地使用裁決申請等事件に係る第8回公開審理

日時 平成23年3月17日(木)
午後1時15分～5時1分
場所 沖縄市民会館中ホール
(午後1時15分 開会)

○當真会長 定刻となりましたので、これより沖縄防衛局長から平成21年3月27日に使用裁決申請及び明渡裁決申立のあった、嘉手納飛行場に係る第5回審理、同日、使用裁決申請及び明渡裁決申立のあった伊江島補助飛行場に係る第6回審理、キャンプ・ハンセン、キャンプ・シールズ、牧港補給地区、陸軍貯油施設、嘉手納弾薬庫地区及びキャンプ瑞慶覧、以上6施設に係る第7回審理、並びに平成20年6月16日に使用裁決申請及び明渡裁決申立のあった、那覇港湾施設及び普天間飛行場に係る第8回審理を開催いたします。

なお、本日をもって公開審理は終了となる予定であります。

まず、審理を行う収用委員を紹介いたします。

私は、会長の當真良明であります。会場の皆さんから向かって左側が兼島雅仁会長代理、仲程通良委員、宮城哲委員、右側が島袋秀勝会長代理、大城保委員、武田昌則委員です。

まず、公開審理の運営について基本的な考え方を述べさせていただきます。

収用委員会は、独立した準司法的な行政委員会として「公共の利益の増進と私有財産との調整を図る」という土地収用法の基本理念の基に、起業者及び土地所有者等のいずれにも偏らない公正・中立な立場で審理を行います。

ここで、審理進行について何点かお願いがあります。

まず、審理会場におきましては、携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてくださいまして、定められた場所以外には立ち入らないようお願いします。また、報道関係者以外の方の写真撮影及び録音はご遠慮ください。

入場時に「審理会場における注意事項」を配布しておりますので、ご覧ください。

審理がスムーズに進行できるように、皆様のご協力をお願いいたします。

また、審理記録作成のために必要ですので、発言者はマイクを使用し、土地所有者または代理人の方はご自分の氏名を、沖縄防衛局の方は職名及び氏名を述べてから発言をお願いします。

本日の審理の進め方ですが、まず土地所有者及び代理人からの求釈明と、これに対する沖縄防衛局からの説明を行っていただきます。途中、15分程度休息をはさみまして、土地

所有者及び代理人から意見陳述を行っていただくことになっております。概ね3時をめぐりに15分程度の休憩を入れたいと思います。

よろしいでしょうか。きょうはまず求釈明をお願いして、その後、休憩を挟みまして、意見陳述ということで進めたいと思っております。

それでは、求釈明に移りたいと思います。なお、求釈明及びこれに対する説明は、いわゆる一問一答式で行っておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、求釈明を行いたいと思っておりますので、土地所有者代理人の方、お願いいたします。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 土地所有者代理人の阿波根であります。

2011年2月24日付けで貴収用委員会に対して求釈明をいたしました。期限内の求釈明でありましたので、起業者のほうからの的確なご答弁をお願いしたいと思います。

まず、1つは、第6回公開審理における釈明がありましたけれども、それに関連する求釈明であります。

伊江島補助飛行場に関することですが、伊江島補助飛行場施設の「運用支援分遣隊」というのがありますよね。その分遣隊の移転問題についていろいろ質問がありましたけれども、起業者のほうはこのことに関しまして、伊江村長に対して、知念忠二さんが本公開審理での意見、求釈明、考え方をお伝えしたところ、それは地域住民の声として伊江村長にお伝えしようということをお約束していただきました。

そのことに関して、起業者のほうはどのように伊江村長にそのことを伝えて、そして伊江村長からどのような返事があったのかということをお聞きしたいと思います。

○当真会長 それでは、防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局管理部長の長嶺です。

平成22年12月14日に実施されました県収用委員会の現地調査の際、公開審理に係る知念さんのご意見をお伝えする予定で、伊江島村長室で待機しておりましたが、12月議会が長引きまして村長さんとは会えず、その日は面談できなかったところでございます。

その後、局に戻りまして2、3度電話をいたしまして、1月24日にやっと電話がつながりまして、真謝区の接收の歴史及び真謝区の目と鼻の先に分遣隊を移転することに、同区の人々はどんなことがあっても同意するわけにはいかないから、全会一致で反対すると思うということも、知念さんの意見をお話したところ、伊江島村長からは、このような話があったことについては了解したという旨の発言がございました。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) そのような話があったということを了解したというお答えだったんですけども、それ以上の反応はなかったんですか。

○長嶺英光代理人(起業者側) 電話での中でとりあえずお伝えしたという中で、それ以上の発言はございませんでした。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 伊江村としては、別のほうに移すとか、この場にはつukらないという積極的な回答は得ることはできなかったわけですか。

○長嶺英光代理人(起業者側) ございませんでした。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 施設局のほうから、特別に意見は出さなかったわけですか。出してないんですね。

○長嶺英光代理人(起業者側) 知念さんのを伝えますということで、しっかり伝えたところでございます。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) それから、次2番目。

これは内間清子さんの質問でありまして、これは本人から質問してもらいましょうかね。一応、求釈明として回答いただいてから、内間さんに意見なりを主張してもらいたいと思います。

第7回審理において収用委員会の説明に対する質問。

これは起業者というよりも収用委員会についての質問でありますけど、牧港補給地区の内間清子さんの土地。これ2つあるんですけど、その中で1筆しか立ち入りを認めなかったという理由は何でしょうかという釈明です。よろしくをお願いします。

○当真会長 では、収用委員会のほうでお答えしますか。収用委員会のほうからお答えしましょうか。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) お願いします。

○当真会長 それでは、今のご質問についてお答えいたします。

この点については、前回第7回の審理においても比較的詳しく説明したところですけども、もう一度ご説明します。

このたび収用委員会が行いました立ち入り調査は、土地収用法の第65条に基づくものがあります。土地収用法第65条で「審議又は調査のための権限等」ということで、収用委員会に認められている立ち入り権限に基づいて実施しております。ご承知だと思いますが、念のため法文を読んでもみます。

「第65条 収用委員会は『審理若しくは調査のために必要があると認めるときは、次に

掲げる処分をすることができる。』1号云々、2号云々とありまして、3号で「現地について土地又は物件を調査すること」ということで、現地調査、物件調査をする権限が認められております。

したがいまして、今回の米軍基地内での立ち入り調査も、基本的にはこの土地収用法の第65条に基づく収用委員会の調査権限に基づいて行っているところであります。この土地収用法の調査権限については、基本的には収用委員会の裁量判断ということになっております。

例えば、裁判所においても、神戸地裁の昭和59年3月14日の判決などによりますと、「いかなる場合に法第65条1項の各処分を行うか否かの決定は、収用委員会の裁量に委ねられている」それから、同じように東京高裁の昭和60年6月25日の判決でも「収用委員会の行う現地調査について、土地収用法は当事者に対する通知、立ち会いを求めることまでは要求していない。このことは収用委員会が審理の際に現地調査期日を迫って当事者に通知する旨を告げているときにも同じである」ということで、基本的には収用委員会の判断に任されているということが法律的な位置づけになっております。

そういう前提で、これまで収用委員会は現地調査を行ってきておりますが、この法律的な建前は建前として、どういうやり方でやっているかと申しますと、1つは調査すべき対象がかなりの数、180以上の施設数に及びますので、なかなか米軍の土地の、いわゆる米軍の管理権に基づいて米軍が管理している地域ですので、そこに自動的に立ち入るということではできませんので、米軍との調整が必要になってきます。

どういうふうに調整しているかといいますと、基本的には、これは収用委員会がある程度の一定の基準を設けて、どの土地を調査するかを決めております。基本的には、立ち入りをすることが認められた一所有者ごとに一筆を原則として調査するというふうにしております。

それから、それ以外に必要と思われる場合。例えば、次のような場合は調査対象にするというふうにしております。1つは一坪共有地の土地。それから2つ目が未認証地。3つ目が土地調書に異議・付議のある土地などについては、必要として基本的に調査対象にするという取り扱いになっております。

そういう状況で、今回内間さんについては原則として1所有者1筆という原則の下に1筆の調査をした次第であります。

それから、ちなみにそういうことで1筆ということですが、米軍基地内での立ち入りの

問題については皆さんよくご承知だと思いますが、従前はなかなか立ち入りが認められておりませんでした。収用委員会が交渉を長年続けておりまして、徐々に立ち入りが認められてくるようになっております。従前までは代理人限りということでの立ち入りでしたが、今回、基本的には初めて土地所有者も含めて立ち入りを認めることになったと。そういう事情であります。

それで、米軍の管理権の制約の下に立ち入りをするということですので、2～3カ月前から調整をしまして、その立ち入りをする人を特定しまして、この人のこの土地を調査するという事を申し入れをしないと許可がされませんので、そういう前提で申し入れをして立ち入りをするという事になりますので、直前に変更するとか、ほかの人にかえるとか、ほかの土地にかわるというのは、基本的に困難という状況にあります。

そういう経緯でありまして、内間さんのほうで1筆になったという意味では、基本的には、こちらサイドの事務処理の中でそうなったというふうにご理解いただければと思います。以上です。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 説明いただきましたけれども、法第65条に基づいて、収用委員会のほうで必要な土地について必要性の強さとか重要性を見て各施設を選定してやったということで、それはそれなりの理由があると思いますけれども、地主さんとしてもこの土地を見てほしいという希望もあるわけで、特に先ほど出ましたけれども、位置境界不明地等については形が違うんじゃないかというような主張もありまして、それから建物が建っているかどうか、その敷地がどう利用されているかについて問題のある土地については特に見てほしいというような要求も出てくる可能性もあるわけですから。

地主さん本人が立ち入りすることができたというのは前進ですけれども、せっかくここまでできたわけですから、対象土地の特定については、今後は地主さんの意見を聞かれて対象土地は決めていくような方式でやっていただきたいというように考えます。希望ですね。

それから、次の求釈明。

これは、第7回公開審理における起業者の釈明に対する再釈明ということになるんですけども、第7回公開審理の釈明の中で、伊江島補助飛行場におけるパラシュート降下訓練、射爆訓練、重量物投下訓練の実施回数を米軍に問い合わせたお答えしますということだったと思うんですけども、その問い合わせの状況、その結果はどうなったかお答えいただきたいと思います。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 伊江島補助飛行場を管理する在沖米海兵隊司令部に対しまして、2月14日にパラシュート降下訓練、空対地射爆撃及び重量物降下訓練の実施状況について照会しましたところ、3月14日に回答がございまして、「本件については運用保安に関することであり、回答できない」というようなこととございました。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) もう一度お聞きしますけれども、どちらに問い合わせしたんですか。米軍のどこに問い合わせしたんですか。

○長嶺英光代理人(起業者側) 米海兵隊の基地司令部のほうに問い合わせしております。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 基地司令部のどういう担当の方が回答してくれましたか。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) しかるべき立場の地位にある方ですか。

わからなかったら、わからないでいいですよ。しかるべき立場にある回答がお聞きしたいです。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) G5のほうから回答が来ております。G5です。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) G5。

○長嶺英光代理人(起業者側) 外交政策という部がございまして、向こうのほうから回答がきています。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 海兵隊の中にG5というのがあるんですか。

○長嶺英光代理人(起業者側) そうです。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 初めて聞きますけど、それは外交政策部というところですか。

○長嶺英光代理人(起業者側) そうです。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) その担当者というんですか、責任ある立場のある人からの回答ですか。

○長嶺英光代理人(起業者側) そうです。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) それはちょっとおかしいんじゃないでしょうか。

パラシュートの降下訓練、射爆訓練。これはいつ、どのように実施するかというのは、周辺住民にとっては大変重要なことなんです。そのことについても知らされないということですか、防衛局に。

○長嶺英光代理人(起業者側) 先ほど回答いたしましたように、運用保安に関することであるため回答できないということでございます。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 運用管理に関することだから回答できないということですか。

○長嶺英光代理人(起業者側) 運用保安に関する。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 運用保安に関することだからこそ、回答すべきではないでしょうか。

○長嶺英光代理人(起業者側) 向こうはそういう形での回答でございました。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 防衛局の立場はどうでしょうか。住民生活に重要な影響を行う訓練ですから、投下訓練、射爆訓練、重要物投下訓練。民間地域に物資が投下されることよくありますよね。そういうことについて全くわかりませんと。回答自体「できません」と言われたら、それでいいんですか。

もっと追及してくれませんか。県民、国民のための防衛局でしょう。運用保安のためだからこそ、それはきちんと住民に知らしめて、やはり安全を守っていただくと。住民に周知徹底するということは必要だと思うんですよ。

それらのことを明らかにさせる。そういう立場にありますか、皆さんの仕事は。

○当真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) あくまで本件については、そういう形での回答でありましたということでございます。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) それは納得しませんけど、次に進みます。

伊江島補助飛行場の返還合意後、返還に向けての日米合同委員会でどのような討議がされましたか。討議はされているのか、されてないのか。あるなら討議の内容を教えてください。

○当真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 伊江島補助飛行場につきましては、第20回の日米安全保障協議委員会において「移設措置とその実施に係る合意の成立後返還される施設及び区域」とされておりまして、その後、平成2年6月に開催されました日米合同委員会において、「引き続き検討する施設及び区域」として合意されているところでございます。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 合意されているけれども、返還に向けての具体的な協議がその後ありましたかということです。

○長嶺英光代理人(起業者側) あくまで平成2年6月に開催された日米合同委員会において「引き続き検討する施設及び区域」として合意されているというところでございます。

○城間勝(嘉手納基地土地所有者) では、引き続き私のほうから、かわって求釈明をやりたいと思います。

嘉手納基地の地主の城間勝です。よろしくお願いします。

起業者は、これ前回の第7回の公開審理の中における回答に対する再釈明という内容になっておりますが、起業者は「一坪共有地主の方々につきましては、戦争に反対し、軍用地を生活と生産の場に変えていくことを目的とし、契約拒否運動を拡大するなどの活動を行っている」と承知しております」と述べています。

ここで言われている「一坪共有地主の方々」とはどういう人々か。その用語の意味を明確にしてください。共有者のうち契約に応じようとする者も入るのか否か。1項目です。

○當真会長 では、まずその点をお願いしましょうか。

防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 一坪共有地主の方々とは、戦争に反対し、軍用地を生活と生産の場に変えていくことを目的とし、契約拒否運動を拡大するなどの活動を行っている者と承知しております。

○城間勝(嘉手納基地土地所有者) ちょっと共有者のうちに、契約に応じようとする人もいるのか・いないのかという質問についてはどうですか。

○長嶺英光代理人(起業者側) 過去に調査した際に、3,000名の所有者のうち約50名の方は契約に応じてもいいという方はおりましたが、要するにその方々がどういう形でこの運動に参加されたかについては我々も承知してませんので、ちょっとはっきりとは申し上げられません。

○城間勝(嘉手納基地土地所有者) では、そういう意味では、皆さんがいう「一坪共有地主の方々」というのは、先ほど言いましたが、「戦争に反対し」云々というのはいいんですが、この人たち50名はその部分には入ってないということですね。

○長嶺英光代理人(起業者側) あくまで平成8年の契約説得の際に、契約に応じてもいいということを行ったのであって、その当初どうだったかというのは承知しておりませんので、何ともお答えできません。

○城間勝(嘉手納基地土地所有者) だから、「一坪共有地主」というのは、皆さんがここで言うこの。

ちょっと次の質問までいってみましょうね。それからやりましょうね。

2として、一人一人の「一坪共有地主」が「戦争に反対し、軍用地を生活と生産の場に変えていくことを目的とし、契約拒否運動を拡大するなどの活動を行っている」と承知しており」と。こういうふうに述べていますが、承知したとする理由は何か。その具体的に明らかにせよということです。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 「一坪共有地主の方々」につきましては、戦争に反対し、軍用地を生活と生産の場に変えていくことを目的とし、契約拒否運動を拡大する場として取得されているものと承知しておりまして、その経緯等を踏まえて述べたものでございます。

○城間勝(嘉手納基地土地所有者) 「承知している」と言っているのですが、何に基づいて承知したんですか。どこからか飛んできたんですか。そういう内容が。具体的に根拠を明らかにしてください。

○當真会長 よろしいですか。

○長嶺英光代理人(起業者側) 今、文書が見あたらないんですけど、一坪反戦地主会の会則の中の2条だと思うんですけど、その中で実際「戦争に反対し、軍用地を生活と生産の場に変えていくことを目的とし」というような目的がございますので、それも当然我々も読ませていただきまして、そのような答弁になっております。

○城間勝(嘉手納基地土地所有者) では、皆さん、一坪反戦地主会の会則にそういうふうにかかれているということで、そのように理解していると、承知していると、そういうことですね。

○長嶺英光代理人(起業者側) それもあります。

○城間勝(嘉手納基地土地所有者) じゃ、それ以外にもあるというなら、それも言ってください。

○長嶺英光代理人(起業者側) 皆さんが日頃活動を行っていることも踏まえての先ほど述べたということで。

○城間勝(嘉手納基地土地所有者) 皆さんとはだれのことですか。

○長嶺英光代理人(起業者側) 現に契約に反対している方々です。

○城間勝(嘉手納基地土地所有者) 「一坪共有地主」という人たち全体を指しているんですかと聞いているんです。

○長嶺英光代理人(起業者側) 全体という意味で、現在その人たちがどういう形で考えが変わっているかはわかりませんので、それについては全体という形で今お答えするのは困難かと思えます。

○城間勝(嘉手納基地土地所有者) その人たちが今どのように考えが変わっているかはわからないということですね。

そういうことはわかりましたが、今、皆さんが言っている「承知している」という先ほど言いました内容については、一坪反戦地主会の会則と、それからその運動によってそういうふうに自分たちが承知していると。そういうふうに理解していいですか。

○長嶺英光代理人(起業者側) 概ねそのとおりでございます。

○城間勝(嘉手納基地土地所有者) では、皆さんはこの「一坪共有地主」というのと、一坪反戦地主会に加入している人たちは同じように見ているんですか。

○長嶺英光代理人(起業者側) 今の質問、もう一回お願いします。

○城間勝(嘉手納基地土地所有者) 「一坪共有地主」ということを皆さんはずっと使っているんですが、この「一坪共有地主」というのは、一坪反戦地主会の会全員が会員だというふうに見ているんですか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 中には、当然亡くなって相続されている方もおりますので、全員とは思っておりません。

○城間勝(嘉手納基地土地所有者) 全員とは思っていない。

では、全員とは思っていないのにどうしてそういうふうにみんなを、「一坪共有地主」をそういう一坪反戦地主会の会則でもって承知するということが言えるんですか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) また同じ答えになりますけど、「一坪共有地主」の方々につきましては、戦争に反対し、軍用地を生活と生産の場に変えていくことを目的とし、その契約拒否運動を拡大する場として取得されている者と承知しておりまして、その経緯等を踏まえて述べたものでございます。

○城間勝(嘉手納基地土地所有者) ちょっと私が言っている質問の趣旨はわかっていると思うんですが、はぐらかしていますね。

「一坪共有地主」というのはこの土地を1坪、今2筆ありますが、それを共有している人たちを皆さんは「一坪共有地主」と言っているんですよね。そうですね。その人たち

は、こういう承知していると皆さんが言っている一坪反戦地主会の会則に基づいて運動してきていると。「一坪共有地主」を、全員この一坪反戦地主会の会則でもってくくっているわけですね。この人たちはこういう思想・信条があるというふうにくくっている。活動しているという。そういうふうにくくっているんですよ。

しかしながら、あなたが先ほど回答いたしましたように、この「一坪共有地主」の中には一坪反戦地主会にも入っていない人たちもいるだろうと。そういうことを言いましたよね。例えば相続している人たちもいるでしょうと。そういうことを言っている。

では、「一坪共有地主」は、全体としての皆さんが承知している内容でくくることはできないんじゃないですか。そうですね。

(「返事して」と言う者あり)

返事してください。

○長嶺英光代理人(起業者側) 確かに全員とは言ってません。

○城間勝(嘉手納基地土地所有者) 全員とは言ってないと。

わかりました。皆さんは、「一坪共有地主」というのは、全員が一坪反戦地主会に入っているわけでもないし、それから、その会則でいっている、「承知している」と皆さんが言っている内容ではくくることができない人たちもいるということ、そういうことですね、今の発言はね。

○当真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 先ほどからお話しましたように、亡くなって相続された方も多数おりますので、全員とは言っておりません。

○城間勝(嘉手納基地土地所有者) 先ほど3,000名の人たちと交渉したときに、50名ほどは契約してもいいという人たちがいると。そういうことからすれば、この人たちも含めて、これも皆さんが承知している内容でくくることができないと。いろいろな人たちがいるということなんですね。確認をしたいと思います。

どうぞ。

○当真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) そういうことです。ただ、我々はどのような考えを持っているかは承知しておりません。

○城間勝(嘉手納基地土地所有者) 「承知している」と言っているじゃないですか。こういう思想・信条があると言って、皆さんは「一坪共有地主の方々につきましては、戦争

に反対し、軍用地を生活と生産の場に変えていくことを目的とし、契約拒否運動を拡大するなどの活動を行っている」と承知しており」と。これを「一坪共有地主の方々においては」と言っているんですよ、「一坪反戦地主会の人たちは」とは言ってないですよ。

「承知している」と言っているくせに、なぜ思想・信条はどういう具合に持っているかはわからないと言うかね。そこまでわからんと言えるんですか。そこは矛盾しているんじゃないですか。それは確認をして、次のほうに進みたいと思います。

起業者は、「1996年度（平成8年度）は在来地主及び一坪共有地主のすべての方々に対して……任意交渉を行いました」と述べていますが、それより以前の1987年（昭和62年）の期限切れの際には任意交渉を行ったかどうか。そのことを明らかにしてくださいということです。

○当真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 当局としましては、土地所有者との合意によりまして賃貸借契約を締結して、施設及び区域を使用することを基本としておりますが、従来から一坪共有地の所有者を除く土地所有者については賃貸借契約を毎年行っております。

一坪共有地主の方々につきましては、平成8年度以来任意交渉は行っていません。

○城間勝(嘉手納基地土地所有者) 1996年度（平成8年度）以来には行ってない。それ以前にはやってなかったんですか。1987年ですね。このときには任意交渉は行ってないんですか。

そのときは、ちょうど皆さんが20年間の申請を行ったときなんですね。使用期限を20年間にするという申請を行ったときです。私たち一坪反戦地主会、私は一坪反戦地主会の会員ですが、1982年に結成されて初めて強制使用の手続が、1987年の期限切れに向けてとられていったときです。そのとき皆さんは20年間の使用期限の申請を行いました。そのときには、一坪反戦地主会員も含めて在来の普通の、いわゆる反戦地主の方々も含めて全員に交渉を行ったんじゃないですか。

○当真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 先ほどもお答えしましたように、一坪共有地主の方々につきましては、平成8年度以来任意交渉は行っておりません。

○城間勝(嘉手納基地土地所有者) 1987年の20年間の強制使用申請に向けては、皆さんは任意交渉を行っているはずですよ。そして、その次の1996年、皆さんが平成8年度という、このときまでは任意交渉を行ってきているんですよ。それ以後やらなくなったんですよ。

事実関係をもう一回、確認したいです。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 平成8年度以降、任意交渉は行っていません。

○城間勝(嘉手納基地土地所有者) 平成8年度以降というのは、これも入るんですよ。

○長嶺英光代理人(起業者側) 入ります。

○城間勝(嘉手納基地土地所有者) 平成8年までは任意交渉を行ったということですよ。1996年までは行ったということでしょう。この文書は、皆さんの。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) そうです。

○城間勝(嘉手納基地土地所有者) 今、言われるように、平成8年度(1996年度)までは任意交渉を行ってきた。その中には先ほど言いましたように、1987年のこのときも任意交渉を行っていたという回答になっていますね。そういうことですよ。確認。

今の点でいいますと、これは収用委員会の皆さんにもですが、いわゆる平成8年度までは任意交渉を行ってきたと。一坪反戦地主会が結成されて以後も、2回は任意交渉を行ってきたんです。全く任意交渉をやらなかったということではなくて、それまでは任意交渉をちゃんとやってきているわけですね。そういうことを、ひとつ確認としてやっておきたいと思います。

それから、次です。

起業者は、「平成8年度は在来地主及び一坪共有地主のすべての方々に対して任意交渉を行いました、契約の合意が得られた方はごくわずかでありました」と述べており、契約の合意をとることの困難さは、在来地主も一坪共有地主も同じように厳しいと言っているにもかかわらず、その後、従来の方針を転換し、在来地主と一坪共有地主とを分けて、一坪共有地主に対してのみ「客観的に見て少なくとも共有持分の過半数使用についての合意が得られる見込みがないと判断いたしまして、平成8年度以降は任意交渉は行っておりません」と述べている。契約の合意が得られないと判断した理由は何か。

短期賃貸借契約には応ずる地主が存在しないと判断したのか。そのように判断したのなら、その理由を明らかにせよということです。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 当局としましては、土地所有者との合意によりまして賃貸借契約を締結して、施設及び区域を使用することを基本としております。

平成8年度は、在来地主及び一坪共有地主のすべての方々に対し賃貸借契約に関する意思を確認するため任意交渉を行いました。契約の意向を示された方はごくわずかでありました。

民法252条、共有物の管理によりますと、「共有持分の過半数の同意があれば賃貸借契約は可能であるが、同法602条、短期賃貸借の期間を超えた賃貸借契約については同法の251条の処分行為に相当する」とされていることから、共有者全員の同意が必要であります。

当局は、駐留軍用地の賃貸借契約期間を民法604条の規定に基づく20年としておりました。仮に賃貸借契約期間が5年という短期の管理行為であるにせよ、共有持分の過半数の同意が必要であり、平成8年度に行った任意交渉の結果や共有持分取得に係る経緯等を踏まえると、客観的に見て少なくとも共有持分の過半数の使用についての合意が得られる見込みがないと判断したところでございます。

○城間勝(嘉手納基地土地所有者) 言っていることが、私たちの質問の回答になっていきますか。

皆さんは、先ほどの回答にもありますように、平成8年度において交渉したときも50名の方々も契約に応じていいというふうに言っていた。その後、それまでも含めてですが、その後どんどん死亡者が多くなってきている。いわゆるこれはここでいう一坪共有地主がどんどん変わってきているわけですね。そして、現在どうなっているかも皆さんわからないと先ほどの回答で言っていたんですが、交渉もしないで持分の過半数の同意が得られる可能性がないという。そういう判断がどうしてできるんですかね。

あのとき、平成8年度でさえも50名の人たちが契約に応じていいと言っているし、その後、死亡して相続の皆さん勝手にどんどん行っている。変わってきていますよね。そういう状況等も含めてならば、どんな状況になっているかは、ここ10年以上の過程の中でどんなふうに変わっているかわからないじゃないですか。わかりませんよね、皆さんね。

一坪共有地主がどのような思想・信条を、思想・信条というのは今この土地についてどういう立場をとっているかというのは、現在の状況はわからないでしょう。どうですか、わかるんですか。

どうぞ。

○当真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 先ほど話したように、平成8年度以降そういった交渉をしておりませんので、承知しておりません。

○城間勝(嘉手納基地土地所有者) 承知してないにもかかわらず、契約の過半数の合意をとることができないという。その判断をしたのは何に基づいて判断したんですか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 平成8年のときの調査の結果、まず3,000名のうち50名しか同意が得られなかったと。ごくわずかであったという中で判断したわけです。

○城間勝(嘉手納基地土地所有者) 今この人たちがどんなような考えを持っているかわからんと言っているのに、契約の合意ができないという。平成8年度のことももって判断するのは、それはおかしいんじゃないですか。判断ができない。その人たちがこの土地についてどのような考えを持っているかわからないと言っているのに、どうしてそれが契約交渉もしないでそういう判断ができるんですか。

もう一回、回答してもらえますか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 同じ回答になりますけど、よろしいですか。

○城間勝(嘉手納基地土地所有者) よろしくないですよ。ちゃんと言ってください。回答してください。

○長嶺英光代理人(起業者側) 当局としましては、土地所有者の合意によりまして賃貸借契約を締結して、施設及び区域を使用することを基本としておりまして、平成8年度は、在来地主及び一坪共有地主のすべての方々に対し賃貸借契約に関する意思を確認するため任意交渉を行いました。契約の意向を示された方はごくわずかでありました。

民法252条、共有物の管理によりますと、「共有持分の過半数の同意があれば賃貸借契約は可能であるが、同法602条、短期賃貸借の期間を超えた賃貸借契約については、同法の251条の処分行為に相当する」とされていることから、共有者全員の同意が必要であります。

当局は、駐留軍用地の賃貸借契約期間を民法604条の規定に基づく20年としておりまして、仮に賃貸借契約期間が5年という短期の管理行為であるにせよ、共有持分の過半数の同意が必要でありまして、平成8年度に行った任意交渉の結果や共有持ち分取得に係る経緯等を踏まえますと、客観的に見て少なくとも共有持分の過半数の使用についての合意が得られる見込みがないと判断したところでございます。

○城間勝(嘉手納基地土地所有者) ちょっと関連してということですが。

○當真会長 どうぞ。

○茂野俊哉(普天間基地土地所有者) 普天間地主の茂野です。

1996年の任意交渉と呼ばれるものと、1987年に行われたものとの違いについて、私のほうから指摘したいと思います。

1987年の段階で、私の知人も一坪共有地主でありまして、1987年の段階の施設局の訪問を受け、長い・短いはありますけれども、1人当たり大体30分から40分の実際の滞在と討論、あるいは数回にわたる訪問と討論というものが行われたのが1987年であります。

それに対して1996年の訪問については、この公開審理でも明らかにしたように、あらわれて、まず契約の意思があるか・ないかと一言だけ問うて、そして帰っていくということをしています。つまり1996年の訪問は、その段階での契約の意思を確認したにすぎないのであって、任意交渉は一切していないはずで。

つまり、1987年までの少なくとも訪問については、ある意味、任意交渉と契約への努力と言えるかもしれないけれども、1996年については最初から、そういう意味では任意交渉の意思は防衛施設局側にはなかったというふうに我々は判断しています。

そういうところでいうと、1996年の結果がどうこうという話は非常におかしい話ではないか。その段階で既に任意交渉はしていないんですから、それは違いうだろうと思いますし、さらに職権登録をした人たちを最初から交渉から除外するというをしているということは、今まで説明していることとは随分違う話になるのではないのでしょうか。

○城間勝(嘉手納基地土地所有者) 今、茂野さんが言われたことについて防衛局、何か。どうぞ。

○当真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 私は当時そういうことをやっていないので正確にお答えできないかもしれませんが、ただ、先ほど契約する意思がございますかということも1つの意思の確認でございますので、1つの交渉ではないかと思っております。

○城間勝(嘉手納基地土地所有者) 今、契約の意思の確認も1つの交渉だということですが、要するに、契約をしてもらいたいというような意味での交渉ですね。普通の任意の交渉ですね。そういうことは、この平成8年(1996年)にはほとんどとられてないということが今明らかになりました。

いずれにしても、現在その平成8年以降任意交渉はされてないということについては、先ほど法律的な理由云々を言っていたんですが、任意交渉を行って、そしてできない分について強制使用の手続きをとっていくというのが、普通の強制使用に向けての手續なんです、それがそれ以後はとられてないと。

しかも、今明らかになったように、一坪共有地主というのは、みんなが一坪反戦地主会の会員でもない。だから、先ほど「承知しています」という言い方は、ああいう一坪反戦地主会の会則に拘束されるという人々でもないわけです。そういうことで、くくることもできない人たちを、一坪反戦地主会の会則でもってくくって任意の交渉もしないでいくという。このやり方自体が私たちはどのように考えたらいいんでしょうか。

これは、ある意味で一坪反戦地主会の会則に基づいて任意の交渉もしないということ自体も、これは思想・信条によって本来法的な手続きを、正当な適正手続を行っていく立場、法の下における平等という近代法律の、法の専門家ではないので何とも言えないのですが、少なくとも法の下での平等という近代法の本質に逸脱しているんじゃないでしょうか。

そういうことで、この手続自体は全く不当な手続であるし、法律にも違反するし、絶対に許すことができないというのが、私は一坪共有地主の1人としてこういうふうに思います。

収用委員会の皆さんにも、ぜひ一坪共有地主というのが一坪反戦地主会の会員ではないと。すぐそうではないと。「承知しています」という内容でもってすべてしてくれるものではないと。そのことを強く認識してもらって、今後の審理を進めてもらいたいというふうに希望いたします。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 2月24日付けの求釈明の申し立てについては、大体以上のとおりですけれども、期限3月8日付け、申立期限、ちょっと遅れていると思うんですけど、その文書でもって有銘政夫さんと眞榮城玄德さんが対象土地について求釈明をしているんですけど、これどなたかやりますか。

○有銘政夫(嘉手納基地土地所有者) 嘉手納基地、宇森根に土地を持つ地主の有銘政夫です。

少し遅れた理由は、立ち入り後にあちこち調査して行き着いた点で、どうしても求釈明を求めたいということだったので、お願いします。

去年の10月に立ち入りが行われました。そのときの状況から、3点を私のほうで、4、5、6、7については眞榮城さんのほうで求釈明いたします。

文書がいつていると思いますから、沖縄市宇森根伊森原。これは僕の土地というふうに提示されて見せられたところです。272番地の土地の位置境界不明地であることは認めますか。

それから、まとめて言いましょうね。

上記土地について那覇地方法務局に備えつけてある「地図に準ずる図面」の位置境界と使用裁決の申請対象となっている土地とは同一ですかということ。

3番目に、仮に相違するのであれば、裁決申請の対象地の位置境界はどのようにして特定しましたか。

以上、3点お願いします。

○**当真会長** では、防衛局。若干、時期的に遅れましたが、答えられるのであれば答えたいと思います。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** 1番目についてでございますけれども、沖縄市字森根伊森原につきましては、位置境界明確化法に基づきまして基礎作業、地図編さん作業、復元作業を終えておりますが、編さん地図確認書及び現地確認書に一部土地所有者が署名押印してないことから、国土調査の正確としての認証の申請ができず、登記の手続ができない状況であります。

しかしながら、平成12年11月17日の建設大臣の裁決において、本件土地を含む字等の区域とこれに隣接する字等との区域との境界は確定していること。

本件土地を含む字等の区域内で本件土地とその隣接土地との境界を除き、すべての土地の境界は関係土地所有者において確認済みであること。

本件土地と隣接土地との境界について、隣接土地所有者は全員位置境界明確化法の所定の手続により確認済みであること。

さらに、本件土地所有者は、隣接所有者と本件土地の位置境界について争っているわけではないことなどから、現地に即して特定されておきまして、土地の区域の特定についても十分なものと認められたのであります。

○**当真会長** 防衛局、求釈明の1の回答ということですかね。今のは。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** はい。

○**当真会長** 求釈明2、3ということで釈明がされましたので、今度は2番についてお答えがあるのであればお答え願えますか。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** 今の答えは、1と3が同じような答えになっております。

○**当真会長** わかりました。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** あと、2番についてでございますが、同一地番ではございますが、那覇地方法務局沖縄支局に備えてあります「地図に準ずる図面」は、旧土地台帳の図面でございますが、使用裁決申請時に添付した実測平面図は位置境界明確化作業を

通じ作成された図面であります。

なお、使用裁決申請時に添付した実測平面図は、編さん地図確認書及び現地確認書に一部土地所有者が署名押印をしていないことから、国土調査の成果として申請ができず、登記に反映されない状況であるものの現地に即して特定されており、これをもって土地の区域の特定としても十分認められるものでございます。

○当真会長 今ので、求釈明の1、2、3についての回答ということでもよろしいですか。防衛局、よろしいですね。

○長嶺英光代理人(起業者側) はい。

○当真会長 ということですが、有銘さん。

よろしいでしょうか。よろしければ、次の釈明に移っていただいても結構ですが。

○眞榮城玄德(嘉手納基地土地所有者) 嘉手納に土地を所有しております眞榮城と言います。

これまでの何回かの公開審理、あるいはまた5年前の公開審理等で、特に司法の不当性についてそれをずっと主張し、その釈明を求めてきたわけですけれども、この釈明の内容が、今、有銘さんへの回答と同じようなものをずっと繰り返しているわけですね。

私が求めたいのは、重複する部分もあるかもしれませんが、まず沖縄市字森根362、361、361-2、359、385の各土地の位置境界は明確にされているのかということなんです。私はこの土地について私自身が立ち入って確認をしたことがありません。位置境界を含めてです。これは国側のほうからの、あなたの土地はここですよというふうなことで明確な説明を受けたことも一度もありません。

そういう意味で、どうして私の土地がここなのかということが、施設局として特定できるのか。まずお願いをしたいと思います。

5番目ですけれども、実測平面図を含めて、あるいは法務局にあるその「地図に準ずる図面」と言うんですか、それを含めていろいろ照合しているわけですけれども、なかなか一致をしない。これについても、前の公開審理でも釈明を求めたわけですけれども、なかなか私の納得いくような返事はいただけませんでした。一致しているかどうかですね。

それから、仮に相違するのであれば、裁決申請の対象地の位置境界をどのようにして皆さんは特定なさったのかということですね。

それから、7番のところなんですけれども、私の土地は祖母から相続を受けたものなんですけれども、私の認識としては361番の土地、畑という認識なんです。その畑がいつ

の間にか361-1と361-2に分割をされているわけですね。361-1、それは沖縄電力のハイベスターの用地として使用されていると認識をしております。そのハイベスターの敷地として利用されているその土地は、特措法適用の対象地なのかどうなのか。それとも、そこは開放されている土地なのかということなんですね。

私は、国のほうからこの土地が私に開放されたという通知は一度も受けたことがありません。国と、それから沖縄電力との共有的なものなのか。その場合も、この補償金の支払いの状況は一体防衛施設局か国と、それから米国との間の何対何のパーセントとかそういうのがあるのかないのか。そこら辺をお聞きしたいと思っております。以上です。

○当真会長 よろしいですか、防衛局。

今、求釈明の4から7をまとめて質問がありましたので、適宜わかりやすいようにお答えください。

どうぞ。

○長嶺英光代理人(起業者側) 4番と6番については同じ答えになります。それでいきます。

沖縄市宇森根石根原につきましては、位置境界明確化法に基づき基礎作業、地図編さん作業、復元作業を終えておりますが、編さん地図確認書には全員署名押印されているものの、現地確認書に一部土地所有者が署名押印してないことから、国土調査の成果としての認証の申請ができず、登記の手續ができない状況であります。

しかしながら、平成12年11月17日の建設大臣の裁決において、本件土地を含む字等の区域とこれに隣接する字等との区域の境界は確定していること。

本件土地を含む字等の区域内で本件土地とその隣接土地との境界を除き、すべての土地の境界は関係土地所有者において確認済みであること。

本件土地と隣接土地との境界について、隣接土地所有者は全員位置境界明確化法の所定の手續によりまして確認済みであること。

さらには、本件土地所有者は隣接土地所有者と本件土地の位置境界について争っているわけではないことなどから現地に即して特定されておまして、土地の区域の特定としても十分なものと認められたのでございます。

5番でございますけど、これも先ほどの有銘さんと同じ答えにはなるのですが、同一地番ではございますが、那覇地方法務局沖縄支局に備えてある「地図に準ずる図面」は、旧土地台帳付属図面でございまして、使用裁決申請時に添付した実測平面図は位置境界明確

化作業を通じ作成された図面であります。

なお、使用裁決申請時に添付した実測平面図は、編さん地図確認書には全員署名押印されているものの、現地確認書に一部土地所有者が署名押印をしていないことから国土調査の成果としての申請ができず、登記に反映されない状況であるものの、現地に即して作成されており、これをもって土地の区域の特定としても十分認められるものであるものであります。

それと、7番の回答でございますけど、現在、当局が使用裁決申請をしております土地は石根原361番-2でございます、石根原361は申請しておりません。

○當真会長 どうぞ。

○眞榮城玄德（嘉手納基地土地所有者） 要するに、申請していないという理由はどうしてでしょう。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) あくまで石根原の土地につきまして、我々としては使用裁決申請をしているという状況でございます。

○眞榮城玄德（嘉手納基地土地所有者） ちょっと意味がわかりませんが、要するに、361-1は皆さんの申請の対象にはなっていないということですね。

○長嶺英光代理人(起業者側) 申請の対象にはなっていないと。

○眞榮城玄德（嘉手納基地土地所有者） なっていない。

となると、その土地はどういう形で今皆さんは。要するに、アメリカの基地としてどういう理由で囲われているのでしょうか。

例えば、私が入りたいということがあって、入るための道路をつくってくれと言ったら、皆さんはつくっていただけますか。

○當真会長 どうぞ。

○長嶺英光代理人(起業者側) 施設区域でございますので、道路をつくるということは無理かと考えておりますけど、ただ、現地を見たいという形の中の申請があれば、当然、米軍と調整しながら現地を見せるということは可能でございます。

（「提供もしてないので、なぜ施設云々と言うんですか」と言う者あり）

○眞榮城玄德（嘉手納基地土地所有者） 例えば道路がつくることができなかったこのヘリコプターを飛ばしてそこに下りていくとか。そういうことはできるのかとも、冗談なのですが言いたくなりますよね。

私は、てっきりここが沖縄電力との共同使用の土地なのかと思っておりました。その賃貸料については、国から支払われているわけではなくて、沖縄電力から支払われているわけですね。そういう意味では、この特措法の対象地ではないんだということですよ。となりますと、開放をされているという認識でよろしいですか。

○当真会長 ちょっと整理しましょうか。今、出てきた地番は3つぐらいありまして、361番、枝番がついてないものです。それから、361-1、それから361-2というのが出てきていると思うんですけども、先ほどの最初の防衛局の説明だと、361番、枝番がついてないものは元地番であると。だから収用の対象ではないという趣旨に聞こえましたが、そういうことでよろしいですか。

そこで、少し認識が違っているかなという気がします。つまり、361番自体は元地番なので、もともと361-1とか361-2に分かれていて、それが収用の対象になっていると。そういう趣旨でよろしいですか。

○長嶺英光代理人(起業者側) はい。

○当真会長 ということのようですが、今おわかりいただけましたか。

○眞榮城玄徳(嘉手納基地土地所有者) この土地は361-1と361-2なんですよ。361というのは、ないです。わかりますか。361という地番は、本当は登記簿上は361ですよ。しかし、だれがどういう権限でそういう形に分割をしたのかよくわかりませんが、361-1と361-2になっているわけです。361の土地がですね。これは国側がやったのか。

その地権者、私の了解も得ないで勝手にその土地の分割ができるのかどうかです。そういう法的な権限があるのか。もしあるとしたら、その法の根拠を示していただきたい。

○当真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 代位登記を要するのは、次のような場合があります。

裁決手続開始決定書の土地の表示が1筆の土地の一部であるとき。1筆の土地の一部に対する処分制限の登記の嘱託は受理することはできないのが、その債権者が債務者に代理して登記をすることができる旨、その分筆登記後に処分制限の登記の嘱託がなされたときは、これを受理することができるかとされております。

裁決手続の開始の登記においても、これにならって起業者が代位登記をしなければならぬとなっておりますので、うちのほうで登記したようでございます。

○当真会長 よろしいですか。今、結局は代位で分筆して登記をしたという説明でよろしいですか。

○眞榮城玄德（嘉手納基地土地所有者）　　ちょっとよろしいですか。

○當真会長　　はい、どうぞ。

○眞榮城玄德（嘉手納基地土地所有者）　　361-1の、今、沖縄電力がハイベスターとして使用している土地についてですが、そこの不動産の鑑定、これは国側がやったのでしょうか。

○當真会長　　防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側)　　鑑定はうちのほうではやっておりません。

○眞榮城玄德（嘉手納基地土地所有者）　　では、どこがやったのかはわかりませんか。

○當真会長　　防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側)　　わかりません。

○眞榮城玄德（嘉手納基地土地所有者）　　実は、これは収用委員会の権限の範囲内だと思っておりますけれども、補償金の算定について、やはり不動産鑑定士に入ってもらって鑑定をしていただけたらと思っておりますけれども、沖縄電力の使用している361-1と、それから特措法をかぶせて国側が使用している361-2。この2つには、やはり補償金の違いがあるんですね。同じ地目、畑です。畑の中でどうしてその違いがあるのか。それが疑問であったものですから、これについてはぜひ収用委員会のほうで調査というか、それをしていただけたらと思います。

361-1。これは要するに国側が収用しているわけではないですから、自由に入ってもいいということになりますよね。

（「そういう理解でよろしいですか」と言う者あり）

○當真会長　　防衛局、答えられますか。

どうぞ。

○長嶺英光代理人(起業者側)　　要するに、局が使用した、使用しないでは入れる・入れないは決めるわけではなくて、やはり施設区域としてある一定の、仮に入りたい場合にはある程度制限がありますよということです。

○眞榮城玄德（嘉手納基地土地所有者）　　実は、公用地法が適用される段階で、沖縄電力の担当者と話したことがあります。

水道とか電気というのは、まさに公共の用に供するものなんだということですね。口頭なんですけれども、その使用については構わないよということを使った記憶があります。もうずっと昔の話ですけれども。だけど、方が一私が今の段階でこの土地を返してくれと

ということで、沖縄電力に、もし申し入れをした場合、契約をしていませんので、沖縄電力との関係ですね。その土地が返してもらえないかという期待感があるわけですね。500㎡ぐらいの敷地ですから、ここはいろいろと使える場所になりそうなんですよ。

○当真会長　　今のは、防衛局に対する質問ということですか。

○眞榮城玄德（嘉手納基地土地所有者）　　みたいなものですね。

○当真会長　　電力の敷地用地になっている土地の関係ですね。今のね。防衛局は、何か答えるものがありますか。

○長嶺英光代理人（起業者側）　　現地を見ていただいたらわかるように、ほぼ嘉手納飛行場の中央まではいかないけれども、中のほうにございますので、すぐ返せるかということにはちょっと疑問があるのかなど。すぐ使えるかどうかにつきましてははですね。以上です。

（「何で疑問に思うと言うか」と言う者あり）

○当真会長　　そういうことなのですが、何か追加でありますか。

○照屋秀傳（嘉手納基地土地所有者）　　関連ですが。

○当真会長　　はい。どうぞ。

○照屋秀傳（嘉手納基地土地所有者）　　同じく嘉手納飛行場地主の照屋です。

もう20年も前になりますかね。僕が職場で仕事をしていますと、防衛施設局の職員が3名ぐらい見えて、「照屋さん、契約しないと開放しますよ」とこう言ったんです。僕は「開放してほしいと言って、契約しないんですよ」と。「じゃ、開放されたどうするんですか」と聞くものだから、「ああ、入るさ」、「入れません」と。何でかと言ったら、周囲がみんな基地だから、あなたの土地は開放されても入れませんよと。「馬鹿言うな」ということで、僕は追い払ったことがあるんですよ。

その前に、道路から入れないんだったら自家用のヘリコプターを持ってこいと。僕の家は小さいんでヘリコプターは飛ばないから、僕の家近くにヘリポートをつくって、そこから毎日、僕の友達も行くよ、親戚も行くよ。こういう非常に無責任な回答が、回答になっているかな。いじめがあったわけですが、これは無責任ですよ。

私たちが申請をしている土地ではないので関係ありませんでは通らない。軍事基地だけよければいい。あとはもう関係ないという防衛局のやり方は、だから納得できないんですよ。交渉しました、交渉しましたと言うんだけど、1回も使用の条件を示されたことがない。もし条件が合わなければ、今まで契約をしている2万人余りの地主の人たち。例えば使用料が半額に減りますと。国はもう財政破綻で金がないから使用料は半額にします

と言ったら、あの2万人余りの軍用地主はみんな契約拒否しますよ。

私たちに何の契約使用条件も提示されないままに、玄関に来て顔を見て「はい、さようなら」こんなことではよ、こういうことをずっと40年近くやっているから、皆さんのやり方は信用ができない。こういうことですね。だから、もっと真面目に。

同じ土地でありながら、同じ地主でありながら、一方は軍用地に提供する。一方はあの基地の中に、あの像のオリみたいに囲ってここからは入ったら出られません、向こうに入ることもできませんというようなことでは、私たちが納得いくわけではないわけです。もっと真面目にやっていただきたいなというふうに思います。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 代理人の仲山です。

○当真会長 どうぞ。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 今の関係で関連質問を申し上げます。

小祿にありました土地で、周辺が自衛隊用地。その中で自衛隊に提供を拒否していた土地があります。その土地について、基地外から契約をしていない土地まで通路をつくって進入ができた経過が過去にあります。

さらに、現在、茨城県の百里基地。その中でも、あれは自衛隊基地ですが、百里基地の中に提供を拒否した土地があります。そのため誘導路がくの字に曲がって、その被提供土地まで周囲をフェンスで囲って通行できるようになっています。このように、周辺が自衛隊の土地であれば、契約していない土地までは国は通路をつくって進入路をつくり、一旦通らせているわけです。

それと同じように、今、眞榮城さんの361-1。これについては米軍用地に提供しておりませんから、そうであれば当然そこに至るには進入路をつくって入れるはずですが。自衛隊用地についてはそれができるのに、米軍用地についてはなぜできないのか。できるか、できないのか。できないとすれば、自衛隊用地と米軍用地でどう違うのか。根拠法は何なのか。そのあたりを示していただきたい。

今のお話だったら、当然、眞榮城さんは361-1に進入するには、進入路をつくって行けるというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○当真会長 防衛局、お答えできますか。

防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 確か先ほどお話あるように、以前の自衛隊用地については通路をつくってやっている時代もございました。現在はあえてつくっておりません。も

し入る予定があるのであれば、自衛隊のほうで案内しましょうというような形で、最近は通路という形の考えはしておりません。

当然、米軍施設につきましては、地位協定3条の米軍の管理権の中で仮に我々が申し込んだときに、米側が拒否するという事は十分考えられます。

○当真会長 よろしいですか。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 今言った361-1については、米軍の管理権はありませんよね。だから、管理権のない土地に入るための進入路をつくっていただきたいということなんです。

○当真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) その周りは米軍が管理していますので、その管理権の中で米側との調整が必要ですと。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) では、米側とは調整はしておりますか。していませんね、これまで。

その件について、今後調整してご返事いただけますか。

○長嶺英光代理人(起業者側) この土地については、地主さんと確か沖縄電力さんが毎年賃借料で、ほぼ契約に似た形でやっているとは聞いてますけど、それを今米軍と交渉してくれという話は我々きょう初めて聞いたような感じで、それについてお答えすることはちょっと何とも言えません。

○当真会長 あとございますか。

どうぞ、有銘さん。

○有銘政夫(普天間基地土地所有者) 有銘です。

眞榮城さんの土地の件と関連すると思って控えておきましたけれども、1つだけ教えてください。

この間、法務局に行って図面を確認してみたんですよ。しかし、これは全く私がやった覚えはありませんのでね。どこがやったんですか。これだけ教えてください。そして、今の件に答えてもらった上で、後で僕は意見を述べることにしていますから、まとめて意見を述べます。

○当真会長 有銘さん。どこがやったかというのは、どういうものをどこがやったかということですか。

○有銘政夫(普天間基地土地所有者) 土地の確認をしに行ったら、こういう図面を渡

されたんですよ。出てきたんですよ。この件です。

(図面提示)

これは一体だれが登記したのか。登記所に提起したのは。

○**当真会長** では、その図面は法務局に備えつけてある図面ということですか。

○**有銘政夫(普天間基地土地所有者)** そういふことです。

○**当真会長** ということですがけれども、防衛局はお答えできますか。

防衛局。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** これは先ほどもお話したんですけど、那覇地方法務局沖縄支局に備えてある「地図に準ずる図面」というものは、旧土地台帳付属図面でありまして、使用裁決申請時に添付した実測平面図は位置境界明確化作業を通じ作成された図面ですと。そういう意味で、うちが作成したものではないと。

○**有銘政夫(普天間基地土地所有者)** いや、聞いているのは、だれがこれを法務局に登録したんですかと、持っていったんですかと。防衛施設局が知らないと言うんだったら、これ問題にしますからね。知らないなら知らないと言ってください。

○**当真会長** 防衛局。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** あくまでも那覇地方法務局沖縄支局に備えている図面については、法務局が備えている図面であって、うちが提供した図面ではございません。

○**有銘政夫(普天間基地土地所有者)** では法務局が調査したんですか。法務局がこの図面をつくったというわけですか。

僕は、皆さん、先ほどからこの件についても触れていますよ。しかし、明確にはだれが提供したかというのがないものだから、眞榮城さんのところも同じなので、この件については向こうの答弁を受けてから質問しようと思っていたわけですよ。これ勝手にこの図面が向こうへ自分で歩いていくわけないでしょう。私がやった覚えがないので。

○**当真会長** 防衛局。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** 先ほどもお話ししたように、那覇地方法務局沖縄支局に備えている「地図に準ずる図面」は旧土地台帳付属図面でありまして、今回、我々が使用裁決申請に添付した実測平面図とは違いますよということですよ。

多分、有銘さんは何年か前に5名ほどの地番を入れてくれということを経済局に申請で陳情したということも承知しておりまして、我々今この明確化法に準じて作成された図面の中にはその土地も入れてつくられたのが、明確化法に準ずる作業したときの図面は

ありますけど、旧土地台帳図面については当局で作成したものではありません。

○有銘政夫(普天間基地土地所有者) その件、さっきから同じことを言っているんですよね。この図面が法務局にいつているのは、どういう手順でいったんですかと聞いていますよ。私たち関係ありませんなら、関係ありませんと言ってくださいよ。

○長嶺英光代理人(起業者側) 法務局に聞いてください。

うちで提供したものではありませんので、法務局でこの図はどのような経緯でつくられたかどうか確認されたほうがいいと思います。

○有銘政夫(普天間基地土地所有者) では、もう一度聞きますよ。

地籍明確化法に基づくそういった管理監督というんですか、実際に当たっているのはこれ防衛施設局ですよ。結局、今問題にしているのは、僕たちの土地をここだと言って確定したということも防衛施設局ですよ。これに基づいた地図なるものが法務局に備えつけられてあるわけですよ。法務局が基地内の図面をつくったり、調査したりしているなら僕は法務局に行きますよ。

だけど、これには先ほど皆さんが交渉して云々と言ったこれにもかかわりますけどね。

○当真会長 よろしいですか。もう一度答えていただけますか。

○有銘政夫(普天間基地土地所有者) もうこれきちっと説明してください。国の責任においてやられているのは間違いないわけですから。

○長嶺英光代理人(起業者側) 要するに、有銘さんが印鑑ついてない関係で認証されておられません。それで法務局に提出できないということで、旧態依然の図面がそのまま残ってますよということです。

○有銘政夫(普天間基地土地所有者) 旧態依然の図面ではないんですよ。前に一度法務局で図面をもらったことがあるんですが、このときには僕の土地の1筆でその周辺に地番がついていただけなんです。今度の場合はこういうふうになっているんですよ。

(図面提示)

○当真会長 有銘さん。ご質問で、この法務局に備えている図面については、防衛局が関与して申請したのかというご質問だったわけですけど、防衛局としては防衛局は関与していないと。その図面を防衛局が申請したものではないとおっしゃっているの、これ以上は進まないかなというところですね。それでよろしいですか。

ということのようです。

○有銘政夫(普天間基地土地所有者) では、私が後で意見述べますが、この関連で

非常にわかりづらいわけですよ。全くちんぷんかんぷんです。

○**当真会長** 私のほうから1つ、2つ申し上げますと、防衛局の説明だと、結局、土地明確化法の手続がその部分についてはまだ終わっていないと。そうなので、正式な形での認証手続は終わってないので、その部分については法務局には送られていないということのようです。ですから、土地明確化法での図面ではないと。そこはそれでよろしいですか。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** (うなずく)

○**当真会長** ということのようで、そうだと今ある地図はどういうふうに作成してきたかということについては、防衛局は関与してないというのが答えということですかね。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** (うなずく)

○**当真会長** ということになります。よろしいですかね。

あとよろしいですか。

少し10分程度時間がありますが、このあたりで求釈明については一区切りということとしたいと思います。それで、20分程度休憩をとりまして、3時10分から再開して意見陳述ということをお願いしたいと思います。

それでは、休憩いたします。

(午後2時51分 休憩)

(午後3時10分 再開)

○**当真会長** それでは、再開いたします。

これから土地所有者及び代理人からの意見陳述をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、意見陳述をされる方はよろしくをお願いいたします。どなたからになりますでしょうか。

茂野さんですかね。お願いいたします。

○**茂野俊哉(普天間基地土地所有者)** それでは、用意した意見陳述を言います。普天間地主の茂野俊哉です。

まず、私がどういう立場でこの場に参加してきたか、簡単に言います。

私は、今回の審理に地主になって初めて前回参加しました。私は沖縄とのかかわりというところというところ30年近くになりますけれども、最近、沖縄一坪反戦地主会関東ブロックの運営委員にもなって、また、この今回の公開審理には最初から最後まで参加しようということを決めてずっと参加してきました。

つまらないことを言いますが、私の月の手取りは15万円ほどです。この間に使った交通費は数カ月分の月収に匹敵します。また、年給も使い果たしてこのところは日帰りで参加しています。ウチナーンチュでもない者が、なぜにそのような酔狂をとだれもかれもから言われるのですが、やはり社会的公正の実現、あるいは人権の具体的な保障を進めていくということが、貧乏であります。将来の仕事と考えている自分にとっては、沖縄差別に貫かれた国の政治と社会のあり方を見過ごすことはできない。とりわけ我々はそういう意味では沖縄に差別を強いている側であるということに自覚した上で、今の自分に何ができるのかを考えた上での一坪地主という選択であり、また、この間の取り組みであったと思っています。

収用委員会について述べたいと思います。

かつて収用委員会は、基地の不当性を裁く場ではないから公開審理への参加はナンセンスだという主張をする者もありました。しかし、大田県政を起点として収用委員会が公平性を担保する場になって以降、収用委員会は基地に土地を奪われた者の様々な思いを明らかにし共有する場となり、また、国の政策の不当性を公共の場で明らかにし共有する場ともなりました。そのことの価値は今も変わらないと思います。

しかし、一方で米軍用地特措法の改悪により、収用委員会の裁決にかかわらず国が土地の強制使用を継続できる体制になってしまいました。それ以降、公開審理への参加者数も目に見えて少なくなっています。マスコミも注目しているようには思われません。

確かに、収用委員会が何を決めようとする国が好き勝手できるのであれば、何のための審理かと思われるかもしれません。それでも私は、沖縄県の収用委員会が基地の使用をもし却下することがあれば、今の状況を動かす大きな力になると考えます。

また、基地の使用が確保されている余裕からか、起業者側は以前よりは求釈明に応じるようになってきています。この求釈明で得た内容は、ほかの様々な場面で有効に機能するものになり得ると私は考えています。ということで、私はこの求釈明には非常に意味があったらと思うています。

そして、具体的な審理の求釈明と今後について、私は結果的には4点を求釈明してきました。

1、一坪地主への任意交渉が行われないことについて。2、職権登記で一坪地主が増え続けていることについて。3、夜間飛行の被害に対する国の対応について。4、基地内の土壌汚染について。

今回の審理の中では、時間の問題で十分に求釈明しきれなかったものも多くあります。国が基地の強制使用を決めている以上、いずれにせよ数年後には再び審理が行われることになるでしょうから、そのときにさらに求釈明を進めていきたいと考えています。

加えて、収用委員会には要望しましたが、土地への立ち入り、県外での審理実施をぜひ次の審理では実現していただきたいと考えています。

私の土地は大謝名東原ですけれども、その土地は進入灯の下で幾つものお墓があるところです。昨年フジテレビのドキュメンタリーで、そのお墓には年1回墓参りを地主の方達がされているということを見ました。年に1回墓参りができるんだったら、土地の立ち入りは十分できるのではないかなと思います。

裁決への要望。

最後に、裁決について要望します。

この間に、主にアメリカ政府筋から得られた様々な情報によっても、普天間基地の無条件返還は実現可能であり、辺野古への新基地建設は全く不要であり、そのことを日本政府が隠蔽して偽りを言い続けていることから、沖縄に米軍基地を置くことに執着しているのは、実は日本政府であることが明らかになってきていると考えます。

このような事態を鑑みて、県収用委員会は正々堂々と基地使用の却下を裁決されることを望みます。以上です。

(拍手)

○當真会長 茂野さん、どうもありがとうございました。

次に、意見陳述される方いらっしゃいますでしょうか。

○栄野川安邦(嘉手納基地土地所有者) 私は、栄野川安邦と申します。嘉手納基地に土地を持っています。そして住所は宜野湾市。あの飛行場のちょっと上の愛知というところに住んでおります。もうきょうは、嘉手納と宜野湾の普天間飛行場と2つ一緒に私は意見陳述をしたいと思います。

まず、私の立場ははっきりしております。政府にも、そして両方同じだね。日本政府も米国ももう引き上げてほしい。引き上げてほしいだけでなく、もう撤去してほしい。嘉手納も、特に普天間基地も。移設などという小手先のことをやらないで、もう撤去してほしい。それが私の立場です。それを前置きにして、私の話を進めたいと思います。

まず、起業者のきょうの責任者、長嶺さんですか。1つだけ聞きたいことがあります。アメリカの始めたイラク戦争は正しいですか、正しくないですか。まずこれから。非常に

関係がありますので。正しいか、正しくないか。お答えください。

○當真会長 柴野川さん。今、現段階では意見をお述べいただくということになっておりまして、質問自体は一旦終了しているんですよ。質問の時間はですね。

○柴野川安邦(嘉手納基地土地所有者) ですが、大事なことですので、一言で答えられると思うのですが。

○當真会長 では防衛局、答えられますか。よろしいですか。

ちょっとそういうことですので、ご意見をお願いできればと思います。

○柴野川安邦(嘉手納基地土地所有者) そうですか。残念です。

イラク戦争は全く間違った戦争をして、アルカイダか何かそういう兵隊たちを殺すだけではなくて、住民、民衆を殺しているんですね。その理由なんです。米国がこのイラク戦争をおっぱじめた理由ですが、これが嘘の宣伝で始めているんですね。イラクは大量破壊兵器を持ってるから、これは許してはおかんということでイラクの大統領に迫ったけど、これを明かさないので持っているということで攻めていきました。

前国務長官のパウエル。この人はアフリカ系アメリカ人ですね。パウエル前国務長官が、国連でわざわざイラクは大量破壊兵器を持ってるのでけしからんという発言をしております。安保理事会で。しかし、後年、新聞記事の切り抜きを私は持っていますが、彼は何と言ったか。私はあの安保理事会での私の意見、証言というのは、私の生涯の汚点だと言いました。嘘の宣伝をして、このイラク戦争を始めているわけです。

戦争というものはそういうものですね。いくらでもつくりあげることができるんです。日本の戦争でもそうです。いくらでも戦争はつくれます。相手が攻撃してきた。いくらでもつくれます。過去に話をさかのぼると長くなりますので、最近の話からいきます。

ベトナム戦争だって、アメリカはベトナムのトンキン湾で、相手が攻撃したから上陸作戦を敢行して攻めていったと言っています。これがまた嘘だということがわかりました。後で。

イラク戦争はこのとおり嘘の宣伝をして、今に至るまで大量破壊兵器は発見されていません。その前の親父のブッシュが始めた1991年の湾岸戦争にしても、クエートの大使がアメリカに来ていて、その娘に証言をさせているんです。有名なナイラ証言。娘の名前がナイラと言います。この娘が何と証言したか。テレビで全米に報道されているんですが、イラク兵は病院に押し込んできて、保育器に入っている赤ちゃんを引っ張り出して床にたたきつけたということを、このナイラという少女に証言させているんです。このテレビで放

映された。それで、わーっと戦争をやれ、戦争をやれということになっちゃった。もう全部嘘でこの戦争を始めるんです。そうしないとやっていけない国になっているのがアメリカなんです。

新兵器はどんどんつくる。「軍産複合体」と言ってますけれども、これはさかのぼってアイゼンハワーが辞めるとき1960年に彼は、アメリカは将来大変なことになる。産業界と軍が一緒になって戦争をおっぱじめる国になるよということで、彼は警告しているんです。そして辞めたんです。そのとおりになっちゃいました、アメリカは。戦争をやらなければいけない国になりました。軍事工場は労働者がおります。遊ばせるわけにはいかない。そして新しい兵器をつくって、どんどん使わなければいけないということで、アメリカはこういう国になりました。そういうことで今日に至っているんです。

最近、メア発言というのがありまして、またこれがね。ちょっと話はかわります。メア発言というのがありまして、ウチナーンチュは随分「脅しとだましの名人」「masters of “manipulation” and “extortion” mastersなんです、ウチナーンチュは。専門家らしい。こんな発言をしている。そしてウチナー（沖縄）中、大変大騒ぎというか彼に対する批判が出たんですが、日本政府はどう対応しましたか。ついきのう16日の新聞、琉球新報にこう出ています。このメア発言に対する質問書を出したのは、浅野貴博、新党大地の衆議院議員の質問趣意書に政府はこう答えたんです。「実際にどのような発言がなされたのか承知していない」と言って、「報道が事実とすれば極めて不適切と条件つきの見解で、米側への申し入れを照会するにとどめた」何の抗議もしない。

ウチナーンチュは日本人でしょうかね。どこの国の人間でしょうか。こんな状況にウチナーは置かれているんです。我々の土地の接収もこういう状況の中で、日本政府はアメリカのいいなり。この中で我々の土地の接収が行われているんです。

このメアが何と言ったか。もっと言ったことがたくさんあるんですが、一々取り上げるわけにはいかんから1つだけ言いましょう。普天間基地というのは田んぼの中にあるんだと。そこに住民がやってきて周辺に家をつくったんで、こういう状態になったんだと。

あのとき我が宜野湾市長の伊波洋一氏に、彼は何でこの基地の周辺に家をつくらすかと言って彼に文句言ったそうですよ。彼は怒ったそうです。一体どっちがどうなっているんだ。土地を取り上げたのは、あそこは何の基地もなかったんです。普天間基地は。取り上げたのはアメリカ軍なんです。しかも、国際法違反です。ハーグ陸戦協定の規則にあります。相手の国の住民の私有財産を没収するなど。とるな。もし何か必要があってものをと

る場合はちゃんと代金を払えと。ハーグ陸戦協定まず第1号。

それからルーズベルト、そして中国の蒋介石、あと1人チャーチルでしたかね。カイロ宣言でちゃんとやっているんです。我々は領土的な野心はないと。こうやっているんです。ここでも問題。これも自分で言って違反しています。こういうことで我々の土地を取り上げて、それでいて元から基地があったなんて彼は言っているんです。我々が沖縄における理由はそこに基地があるからだというんです。その基地をどうしたんですか、アメリカ軍は。国際法なんか無視をして全部取り上げたんです。強制収用です。布令1つで。

話すと大変なんです、普天間のちょっと下のほうに瑞慶覧の基地がありますが、有名な伊佐浜です。海岸近く。今、向こう側に58号が通っているんですが、こっち側です。あそこは宜野湾の元美田だったんです。あそこはすばらしい田んぼだったんです。米どころだったんです。これが強制収用ですよ。あのブルドーザーと、もちろん銃剣で住民をたたき出してここに基地をつくったんです。強盗ですよ、彼らは。それを前からあるように言うのは、もう盗人猛々しいと言うのはこれです。

メアというのは一官僚で、彼はおそらく米軍を代表しているでしょうね。米国のスポークスマンです。米国の本音をそのまま彼は言ったようなものです。こんなことで話していると長くなるが。

もう1つ聞きたいこともあったのですが。例えば基地には、あるところでは3本の旗が立って、あるところでは2本の旗が立っています。2つですね。瑞慶覧の司令部には日の丸と星条旗が立っています。嘉手納にはもう1つ旗が立っているようです。国連旗です。そして、普天間基地にも日の丸と星条旗と国連旗が立っているんです。これ皆さん、ご存じでしょうか。

私は、なぜこの旗が3本立っているのか聞いたんです。防衛庁まで聞いたんです。前は那覇防衛施設局だった頃に、私はそこに聞いたことがあるんです。なぜアメリカの旗と星条旗と日本の旗が2本立っているかと聞いた。答えられない、わからないと言ってました。何で2本なのか。常識的に考えたら、アメリカの旗、星条旗だけを立てたらここはアメリカの国土になっちゃうし、そうかといって日本の旗だけを立てたらここは日本軍が入っていると思われるしということで2本立ったんですかね。

防衛省の話では、ついに「わかりません」という返答でした。なぜ2本なんですか。あそこに自衛隊がおれば日の丸は揚がって当然ですが、あの瑞慶覧には自衛隊いませんねと。わかりませんという話なんです。

国連の旗については、国連の司令部のメンバーが何名かおるという話です。この理由も今度追及してみようと思うんですが、なぜ国連の司令部がおるのか。それもちょっと尋ねてみようと思います。那覇防衛局は、ぜひこれも考えてみて。

1カ所にとどまっておるとなんですから、時間はどうですかね。いろいろ言うことがいっぱいあるんですね。

今度の政府の対応も今さっき話しましたが、最近、日本の国の状況、アメリカとの関係。鳩山総理は「対等」ともう1つ「深化」ですか。対等、密接な関係を結ぶと言ってました。それがどうですか。「対等」はもうどこかにふっ飛んでしまいました。今は「深化」です。アメリカとの関係は。今の状況を深くする。それだけです。

鳩山総理は、例の寺島実郎さんが相談役だったそうですが、今はかえたそうです。この寺島実郎さんがテレビでふとこんな事を言ってました。日本は保護国(Protectorate)、「Protectorate」に「rate」がつくんです。保護国であるということがもう国際上言われていると、彼はそう言いました。前は従属国でした。これはもう自民党の国家議員も言ってますね。日本は従属国だと。

特に小泉総理のときに郵政民営化で大騒ぎしました。そのときに自民党の有名なある議員が本を出しました。もう日本国はこの郵政民営化で第2の敗戦を期したと。郵便局に預けている国民の貴重な財産は、アメリカに全部吸い取られるだろうという話をしていました。彼も従属国と言っていました。これは当然ですが、最近では保護国ですよ。だから、何も言えない。

今さっきの有銘政夫さん、そしてその他の皆さんのお話を聞いていると、もう那覇防衛局はアメリカに対しては何にも言えない。意見さえ言えない。聞いて断られたら、「はい、そうですか」です。こんな主権国家がありますか。もう情けなくてしょうがない。

我々は、よく地位協定を改定せよと、1995年の少女暴行事件のとき、我々大集会をもちましたね。そして地位協定改定せよ。これに乗かってアメリカ兵は犯罪するんですよ。彼ら兵隊に至るまでちゃんと教育されている。どんな教育か。基地外で何か事を起こしたら基地内に逃げ込みなさい。そしたら警官は追ってこない。ということを教育されていますね。殺人を犯しても、何を犯してもすぐ基地内に逃げ込むんです。そうすると日本の警察は入れない。この基地におるのをわかっていながら入れない。MPに頼むしかないんです。こういう主権国家がありますかね。

あのとき地位協定改定、そして普天間基地の即時撤去をやったのですが、あの有名な天

木外交官。ヨルダンに行った天木直人外交官は、イラク戦争に反対する建白書を小泉首相に、外務省にまず上げたんでしょうね。これがもとで彼は罷免されました。辞めさせられました。そのとおりです。あれ間違っていたんです、イラク戦争は。それを正直に彼は政府に申し出て、彼は罷免されました。彼が何と言っているか。沖縄の人たちは運動をよくやっているけど、一少女の犠牲に立ってこういう運動というのは悲しいねということ、彼は沖縄に来てちょっと話をしたときに言ったそうです。そのとおりです。我々は次の犠牲を踏まえて運動するわけにはいかない。

こういうところに出席して発言するのも1つの抵抗運動ですが、また、日常的に我々は家に帰ったら、そこでまた我々は抵抗運動をしないといけない。全くあの地位協定に出てくるんですが、日米合同委員会。我々は普天間基地の周辺、嘉手納の飛行機は、主として固定翼機なので、ばーっともちろん音はものすごいのですが、行ったり来たり短時間で終わるんですが、普天間の特色はヘリコプターです。これはぶるぶる長時間頭の上を飛ばし、そしてあと1つの特徴、低周波音なんです。

低周波音というのは、これ実は騒音についての悉皆調査を大田県政のときに、大田昌秀知事が京都大学の2人の学者を呼んで、あれ4～5年かけてやっているんです。その資料はちゃんとあります。これひどいですよ。音は聞こえない。実際に人間の耳に音は聞こえないのに、家の建具が揺れるんです。障子が揺れ、何かが揺れるんです。低周波音というのはそういうものです。音は聞こえないのに、これが人体に作用するんです。そこからいろいろな病気が生じるんです。特にこれ考えると我々本当にもの悲しい。もの悲しいと言っておれないけど、胎児に影響するんですよ。普天間地域といいますか、嘉手納も含めてこの騒音にさらされているところの胎児は低出生体重児です。低出生体重児というのは生まれるとき2,500g以下でしたかね。それが嘉手納周辺では7%、うちのこの普天間周辺が6%、全国平均5%です。明らかに統計上出ているんです。もう生まれる前から、私たちの子孫は大変な影響を受けているんです。

学校。学校の騒音で、真上を飛び回るから授業を中断される。この中断の時間を合わせたら、義務教育の1年分の授業時間が失われるんです。本当これを考えたら、いてもたってもおれないですよ。

私は爆音訴訟団の一員、幹事をやってますが、時折何かあると野嵩ゲートに行ってデモをやったり示威行動をやるんです。プラカードを掲げて。英語で書いた文面も掲げて。前はアメリカ兵からつばを吐きかけられました。今はアメリカ兵は慣れたというか、「ア

イラブ オキナワ」と言って通り過ぎて行くんです。しかし、いろいろな意味で影響を与えています。我々はこの兵隊たちに。

今度、嘉手納は第3次訴訟で2万2,000人ですか、告訴の数がそろったと言うんですが、我々これから第2次訴訟に入ります。

那覇防衛局にも言いたいのですが、日米合同委員会があっても、あの夜の飛行。これにはまいるんですよ。嘉手納ではすごい。とにかく3時、4時頃アメリカに行くためにあの飛行機を飛ばすらしいね。我々の真上を。10時以降もヘリコプター3機ぐらい集団で飛んでいるんですが、無灯火で飛ばすんですよ。これも訓練の1つでしょうね。合同委員会で何と決めたか。日米合同委員会で、地位協定の中の。晩の10時から朝の6時まで飛行機を飛ばさない。これは嘉手納もこっちも同じです。

しかし、またその後ろに但し書きがつくんです。必要である限り。必要であればこの限りではない。全部但し書きがついています。これはざる法です。もう使いたい放題、やりたい放題。2004年に沖国大にヘリコプターが墜落しました。これ話せばもうまた長くなりますので、そろそろ結論に入ります。

那覇防衛施設局は、今は高江のあそこで、ヘリコプター基地をつくっているんですよ。もう皆さんはこんちくしょうと思うかもしらんけど、我々は抵抗しなければ生きていけないんです。ウチナンチュは戦後、憲法のない状況の中で抵抗で生きてきました。自分の人権を守るには、自分の体を張って守らないとどうしようもないんです。殺され損です。そういう中で、我々は憲法のない時代の中で抵抗して生きてきました。しかし、今、日本国に入って憲法があるのに人権が無視されているんです。

人権で一番大事なものを。憲法の中で3つありました。第13条、日本国民は個人として尊重される。特に生命・自由・幸福追求権。これはもう何よりも増して大事にしようということが書いてあります。しかし、この13条の3つの人権、大事にする人権ですが、あと1つ重大なことが落ちているんです。

これは、イギリスのジョン・ロックという有名な啓蒙思想家にずっとさかのぼるのですが、ジョン・ロックはあと1つ人権に加えました。ジョン・ロックは自由・生命、そしてあのときですから、財産権。財産を権力に取られないという財産権。あと1つ彼はつけ加えました。私はこれを「第4の人権」と呼んでいるんですが、これ高校の教科書には出ていますよ。ここまで。その第4の人権。圧政に対する抵抗なんです。政府が人民を圧迫すると、人民は、民衆は当然抵抗する権利がある。これをジョン・ロックは4つ目につけ加え

てあるんです。これ教科書に出ていますよ。高校生の教科書に出ています。

これがどうなったか。アメリカ独立革命で、あの中を見てみると、自由・生命、そして財産権については、もうアメリカ革命では幸福追求権になったかな。ちょっともう一遍調べないといかん。あと1つ、アメリカの独立革命に書いてあるんです。政府が住民を圧迫するならとって変えれということまで書いてあるんです。いわゆる革命権です。革命権を書いてあります。あのアメリカの独立革命の宣言文にちゃんと出てきます。

それから、あのフランス革命に飛び火して、フランス革命の人及び市民の権利宣言。あれは高校のときは年代だけしか覚えてないので、私、最近からしか読んでないんですけど。あの人権宣言は2条に何と出ているか。自由・生命、そして幸福追求権が出ていて、その後きちんと書いてあります。フランス革命には。圧政に対する抵抗までちゃんと出ています。だから、フランスはすごいです。あの若者たちの雇用がどうかなったという場合には、すぐ全国民わーっと出てきてやるし。

アメリカのマッカーサーがこれを指導して進めたんだけど、憲法の草案をつくらせたのですが、このケーディス陸軍大佐以下20名。トップはケーディス大佐だな。この憲法の草案をつくる時私、憲法の草案を見ました。それにちょっと条文は上下入れ違ってるんですが、やはりないですね。圧政に対する抵抗権はすっぱり落ちています。だから、日本の憲法には生命・自由・幸福追求権、これだけしかないんです。だから、これは圧政に対する抵抗というのは世界の常識です。これは住民の常識です。黙っておれない。それが、私たちウチナーンチュが戦後学んだ大きな1つです。憲法にないけれども、世界の常識。我々はこういう気持ちでやっていきます。

どうぞ嘉手納の私の土地を使わないでください。普天間飛行場は使わんでください。即時撤去。辺野古なんて言わないで。もうこの後は辺野古は移れないでしょうね。我々頑張ろうと思います。よろしく。どうも。

(拍手)

○當真会長 ありがとうございました。

それでは、次の方、いらっしゃいますか。

お名前をどうぞ。

○湯村悦朋(嘉手納基地土地所有者) どうもありがとうございます。嘉手納の地主で湯村と言います。大和から来ました。

実は、私の身内が宮城県で災害に遭っています。安否を確認して戻ってきて、最後の収

用委員会だということで、ぜひ考えを述べたいと思って沖縄にやってきました。

実は、4年間沖縄に住んだことがあるんですよ。それで、大和と沖縄の違いというのをものすごく感じたんですね。それが1つと、もう1つ私が沖縄に関心を持ったのは、10・21の県民集会で仲村清子さんが、「私たちに平和な沖縄を返してください。私たちに任せてください」、それは私たち大人が、ちゃんと次の世代にバトンタッチをする。そういう立場に私たちあるんじゃないでしょうか。

私は、この仲村清子さんの発言に心を打たれて、それから沖縄の問題について関心を持ち、そして今まで沖縄の皆さんが苦しんできた。大和が差別をしてきたそのことに対しての謝罪という意味もひっくるめて、きょうそういう気持ちで出席しています。

私自身も、ぜひ次の世代に平和なすばらしい沖縄をバトンタッチしなければならないと思います。人間の命がどのくらい重いのか。どのくらい尊いのか。私たち、そのことを子どもたちに伝え、孫たちに伝え、その責任がここにいる皆さんをはじめ、大人自身がちゃんと伝えなければ将来の日本はあり得ないと思います。そういう立場からすれば、今回の収用委員会に参加して、まずそのことを1つ感じました。

それから、もう1つ。3回か4回の収用委員会に参加したときに、防衛施設局の皆さんの答弁は、全く同じ言葉で棒読みして答弁している。そのことに対して私は非常に怒りを持って、誠意を持ってちゃんと答えてください。沖縄の人たちが命をさらされている。そういう立場に立ったら、きちっと誠意を持って本当に努力をするべきではないでしょうかと発言をしました。

しかし、今回の場合も全く同じです。任意交渉を打ち切って収用委員会に使用裁決をしています。当事者として努力に努力を重ねて、その結果、その経過を含めて収用委員会に申請すべきではないでしょうか。自分たちの努力をせずに収用委員会に丸投げをしている現在の防衛局の姿勢に対して、私は非常に大きな怒りを持ちます。

最後になりますが、収用委員会に是非お願いします。

私は、4年間沖縄に住んで沖縄のすばらしさを、文化、自然、王国の歴史、すばらしいものがあります。私はそれらを沖縄からいただいて、大和に帰って沖縄のことについて広めていきたいと思っています。私たち大和が今まで沖縄を差別してきたその償いとして、私は今後とも努力していきたい。そして、ぜひすばらしい沖縄を皆さんと一緒につくっていかうではありませんか。その中には、もちろん基地を撤去させなければならないと思います。

長くなりましたが、私の意見を述べさせていただきました。ありがとうございます。

(拍手)

○當真会長 湯村さんですね。ありがとうございました。

それでは、次の方いらっしゃいますか。お名前をお願いします。

○内間清子(牧港補給地区土地所有者) 私は、浦添のキャンプ・キンザーに土地を有している内間清子と申します。

きょうは私の土地ではなくて、このキャンプ・キンザーですね。それを不当な使われ方というんですか、市民が納得いかない使われ方。

ここは、海に面してとてもすばらしい環境があるんですよ。ここは私が小さい頃、小学校の高学年、海にアーサ(青藻)を採りに行ったりして、また塩水をくんで塩をつくったりして生活していたところなんです。そこが1950年ぐらいにフェンスで囲まれて。もちろんアメリカの権力で強奪されたところなんです。そこに最近退役軍人の施設がつくられるということでみんな浦添市民も反対しています。

そして、現在は一時中止ということなんです。牧港補給基地キャンプ・キンザーは戦後65年間、浦添のまちづくりと市民生活に大きな障害となってきた。私たち浦添市民は一貫して同基地の早期全面返還を求め、西海岸の埋め立ては自然を破壊し、新軍港建設につながり軍港と牧港補給基地が一体化され、固定化される危険性を指摘し埋め立て中止を求めてきた。

その中で、いつもみんな集まったらお年寄りも、特に私は昔は城間地域に住んでいるんですけど、城間はとってもよかったです。海も近いし、海に行ったら生活の糧というんですか、魚とかも採ってこられるという話をしていたんですよ。そこに退役軍人とか那覇軍港、そこができて、その建設費が6,700万円は浦添市が予算を組んでつくるということですが、これで浦添議会、そういうところにいた浦添市長は、自分が言い出したものではなくアメリカ軍と国がつくれというからつくって、退役軍人に休養地ですか、そこを使わせるというんです。本当にアメリカ軍は身勝手ですから、そういうのがありますが、人の土地を強奪するぐらいですから。

国の考え方というんですか、それが国民の幸せを第一に考えないといけないと思います。一番私たちが望んでいる基地撤去、環境破壊、そして犯罪、そういうのがもう忘れた頃にまたいろいろと繰り返されるんですよ。みんな基地はないほうがいい。一応契約はしているけれども、納得はしてないということなんです。

そこに、また市民の税金を使って退役軍人施設をつくる。その国の考え方ですか。アメリカがつくれというから、国は、はいつくりましょうということで、浦添の税金を使ってつくるのかと。そして、浦添は決して健康保険料は安くないんですよ。全県で3番目というぐらい。そして経済格差も大きいんです。基地がある人、ない人の生活。そして、そういう不公平をなくすには基地はただちに撤去。そして、みんなが安心して暮らせる浦添市をつくるには、基地を一日も早くなくしてほしい。軍港移設とか言うんですけど、そういうのも全部なしにして無条件に全面返還。そして畑をする人は、畑を復元して返してほしいというのが私たちの考え方なんですよね。

そのアメリカなんです、現役の軍隊ではなくて退役軍人の施設に、何で私たちの税金6,700万円を使われないといけないのか。それをアメリカが出しているんだったらいいけれども、基地が1件でも少ないほうがいい、1つでも少ないほうがいいというのが私たちの考えなんです。そここのところをはっきりしてほしい。聞きたいと思います。本当にアメリカの要求で、国がそういうふうに浦添市につくらせましょうというふうにやったのかどうか。それを私は聞きたいです。

そしてメア沖縄部長に話はかわりますけど、基地を返してくれたらいくらでもゴーヤーはつくれますし、怠ける人もいないと思います。だから、早く基地を返して沖縄の人にゴーヤーをつくらせてくださいと言いたいです。私も頭にきて、ゴーヤーを1本を植えましたけどね。いっぱいつくって、来て見てくださいと言いたいぐらい頭にきていますよ。

だから、退役軍人の施設。それを本当にアメリカから押しつけられて、日本政府が引き受けたのかどうか。それを知りたいと思います。これで終わります。

(拍手)

○当真会長 どうも内間さん、ありがとうございました。

さて、引き続き意見陳述ございますか。

どうぞ。

○眞榮城玄德（嘉手納基地土地所有者） 嘉手納の米軍基地の中に土地を所有しております。私、眞榮城と言います。

きょうが、ひょっとしたら公開審理の最後に日になるかもしれないという話があったものですから、やはり私自身の若干の意見を申し上げたいと思ってメモを準備してまいりました。

私は意見を述べる前に、この沖縄県に修学旅行で旅立とうとしている学生たちの前で、

メア元日本部長がああいう発言をしたということにすごく憤りを持っておりますし、まさにこの沖縄を蔑視した内容であり、アメリカがこの沖縄を見る目というんですか。これは占領下の時代と何ら変わっていないという実感をしたんですね。

また、その国土のわずか0.6%というちっぽけな沖縄の島に米軍の専用施設の基地の75%を66年間も押しつけ、涼しい顔をしている日本政府の構造的な差別とも言える態度。それはメア元日本部長の発言で、まさに二重写しになってしまうんですよ。

そういう意味で、本当に激しい怒りを持ちながら、ある意味ではきょうの公開審理に臨んだわけですがけれども、私たち沖縄の人たちは、日米の両政府に飼いならされた羊ではないんだということを、この際強く申し上げておきたいと。こう思いますね。

私は、嘉手納基地の中に土地を有していると言いましたけど、4筆の土地を有していません。地目は畑であり、宅地であり、山林です。先ほども申し上げましたように、私はその土地に入って、私自身の土地の確認をしたことがありませんし、隣りの人たちの境界の確認というんですか、それもしたことがありません。

また、国側があなたの土地はここだよということで、私に正確に説明をしたことは一度もありません。たまたま叔父と一緒に墓参等で入ったときに、おまえの土地はここからこの一帯だよということを聞いた程度なんですよ。

そういう意味で、沖縄市森根の石根原一帯は地籍そのものがまだ確定されていないという地域であるわけです。この不当性については、公開審理のあるたびごとに申し上げて、この私の土地を使用する根拠は成り立たないんだと。不当なんだということを申し上げて来ましたがけれども、しかし、国側は私の意見をまさに一笑に付すというようなことで、これまでずっと使用し続けているわけです。

これらの4筆の土地というのは、1962年に亡くなった私の祖母から譲り受けたものなんです。幼い頃なのですが、祖母はふるさとの話を私によくしてくれました。サトウキビ畑やイモ等を栽培し、あるいは家畜を飼育して農業を生業として暮らしていたこと。あるいは、屋敷のたたずまいやこの日常生活の暮らしなどを、本当に望郷の思いで私に話していたことを今記憶しております。

祖母は、絶対に自分のふるさとに帰るんだということを、ずっと言い続けながら生きていたんですね。しかし、その祖母の願いは全くかないませんでした。その祖母の思いと同じように、母もずっとそういう思いを持ちながら生きていたわけですがけれども、今年の3月に亡くなりました。私の母の死は、まさにふるさとの記憶を我が家からすべて消し去っ

てしまったと言っても過言ではないだろうと思っております。

2001年ですけれども、基地の中にある墓参というんですか、これが比較的容易にできた頃なんですけれども、ふるさとの先輩たちと一緒に中に入ったことがあります。案内役のKさんは、その頃73歳でした。彼が元気なうちに話をたくさん聞いて、このふるさとのたたずまいを脳裏に焼き付けておきたいという思いと、それから祖母と母の記憶をやはり共有したいという思いからなんです。集落の中央部に岩山があるんですが、これは日本と米軍の間で降伏の調印式というんですか、降伏文書が交わされた小高い岩山なんです。その岩山に登って見たんですよ。そうしたら、ふるさとそのものが本当に一望できて、手に取るように見えたんです。

説明役のKさんが、あそこには何があつて、あそこには何があつたんだよということで具体的に説明をなさるわけですけれども、しかしそこには祖母から聞いたふるさとでは全くなかったんですね。グリーンで敷き詰められ、さらに赤瓦の米軍将校の高級な住宅なんです。さらに遠くには、甲子園球場の数百倍もあると言われていた嘉手納の広大な飛行場だったんです。

アメリカは、これらの広大な基地を占領と同時に囲い込んでいったんです。それでやりたい放題の基地をつくってきました。私のふるさと森根ももちろんそういう形で囲い込まれていったわけですが、沖縄戦が終わって自分のふるさとに帰る。その帰るのが許されるのは1945年の10月以降だったと記録にあるわけですが、帰ってしまう。帰っても、すぐそこには帰るふるさがなかったんだということを祖母は私に話しておりました。

以来、この66年間もアメリカの基地として使用し続けられているわけですが、66年というとても年月に県民に基地の重圧と、それからその被害、それを押しつけて平気である日本政府に、まさに沖縄への構造的な差別ではないのかと言いたいですよね。さらに、アメリカの加担しているたくさんの戦争があるわけですが、この戦争のための発信の基地として、あるいは攻撃の基地として私自身の土地が使用され続けているということに対して、僕自身本当に彼らへの責任というんですか、それを感じざるを得ないわけです。

政府は、この復帰を目前にした1971年12月の特別国会で、復帰前に米軍用地として使用された土地は地主の同意がなくても引き続き5年間使用できるという内容の、まさに沖縄のみに適用される公用地法を、私たちの反対を押し切って強引に成立をさせました。

1977年には公用地法を3年延長して、その後は特措法をずっと適用し続けて、アメリカに基地として私の土地を提供し続けています。

特に私は怒りを持って反対の行動というんですか、それをしたのは1997年の4月と1999年の7月の特措法の改正です。政府は、米軍用地の強制使用に必要な県や市町村自治体の代理署名、あるいは公告縦覧等の主要な手続事務をすべて国に移しました。さらに、収用委員会の強制使用申請の却下というんですか、却下したことがあったわけですが、その却下に備えて総理大臣が代行裁決ができるようにしました。そして、地権者と収用委員会の発言権を封じ、収用委員会の権限をまさに形骸化し、政府の意のままに軍用地が確保できるようにしました。

私は、政府のなし得るすべての権力というんですが、それを注視し、地権者の権限を奪い、基地として米軍に提供し続けている行為を絶対に容認することができません。さらに土地を取り戻すまで絶対に戦い抜く決意です。

収用委員会には、たとえ手や足をもぎ取られても、法と良心に従って収用委員会が今なし得るすべての権限を行使し、地権者の権限を守ってほしいと。こう希望いたします。

1982年に嘉手納飛行場の地主になった当時8歳、当時7歳、当時2歳の3名の子どもが私にはいます。既に3名の子どもたちも成人をし、上の2人は母親となり、父親となっています。末っ子の下の子ももう父親になります。今時分、うるま市の名城病院で嫁はきっと赤ちゃんを抱いているのではないかと思います。

私は、先ほどお話ありましたけれども、次代を担う子どもたちや孫たちに軍事基地という負の遺産を引き継ぐことは、今私たちに許されることではないと。こう思っています。4人に1人が死んでいった沖縄戦の教訓。それをすべての人々と共有し、平和な時代をつないでいく。その役割を担うつもりです。

最後になるわけですが、先ほど求釈明の中で申し上げましたけれども、その点はちょっと省いておきます。地籍明確化法が成立をした頃に、土地の回復、権利の回復がなされた方が私の所有している石根原のほうに6名います。筆数は8筆です。お話を聞きますと、所有権の登記ができていない。この皆さんの所有権の登記ができていないということなんですね。私たちが国側に申し入れをして、その皆さんの所有権の回復を勝ち取ったのは1980年だったと記憶しております。あれから30年間、その権利の回復ができていないということなんですよ。

その権利の回復というのは、所有権の登記だと私は認識しているわけです。そのために、

次の世代に自分の財産を相続することができないということで、この皆さんから私と有銘さんに30年間もずっと言い続けているわけです。国側は、やはり人の権利を持っている権利者の土地を勝手に使って、権利を回復したと言うんだけども所有権の登記さえしてくれない。そういう冷たさを、権利を回復した方々の話を聞いて本当に情けないなと今思っているわけです。

さらに、皆さんが自分の子どもたちに財産さえ譲ることができないという。そういう足かせをしているというふうなこと。それを聞いたときに、これは私と有銘さんの責任なのかということを実際に聞きたい気持ちになりますよね。

ぜひ収用委員会のほうでも、そこら辺の状況をぜひ考慮いただいて、所有権回復のためのご尽力をいただけたらと思います。

最後にあと1点あります。先ほど求釈明の中でも申し上げたのですが、石根原361番地の土地は、地目は畑だということを申し上げました。その畑の中に沖縄電力の用地があるわけですが、沖縄電力の私に支払をする損害金。賃貸契約は結んでおりませんが、電力から損害金と位置づけたほうがいいのかと思います。その損害金と、それから国から支払われる補償金。それには単価に大きな違いがあります。どうして、電力とそれから国から支払われる単価に違いがあるのか。これは私には全く理解できないわけですから、ぜひこの権限は収用委員会の権限だと思います。ぜひそこら辺を今一度精査をしていただけたらと。こう思います。

以上、意見を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

(拍手)

○**当真会長** 眞榮城さん、ありがとうございました。

それでは次の方、お願いします。

○**有銘政夫（普天間基地土地所有者）** 嘉手納基地内の沖縄市字森根内に土地を持つ地主の有銘政夫です。

先ほどの求釈明に触れながら、意見を述べたいと思います。

私は、1944年、玉砕と言われたサイパンの戦いで捕虜になり、1年6カ月余の収容生活を終えた後、1946年の2月に沖縄に強制送還で沖縄の戦後生活を始めました。

当時の嘉手納基地は、現在のようなフェンスがあったわけでもなく、私の母や姉たちは連れだって字森根に行き農作物をつくっていました。その畑の周辺には、石垣や石柱、礎(イヅ)などが残っており、各家の屋敷跡が確認できたと話していました。このことは非常

に重要なことなんです。

実は、私の森根には祖母が県外で避難をするまで住んでいた家があるんです。その屋敷の件ですけれども、私の家は、有銘一族のムートゥーヤ(本家)なんです。ですから、その周辺に次男、三男、そして親戚一族が住んでいて、その屋敷跡も全部確認できた。母はもちろん昭和元年にサイパンに4歳になる長女を沖縄に残して行っているわけですから、戦前の地域をわかるわけです。そして、一番上の沖縄に残っていた姉も元気でしたから、そういうことで確認されている。その屋敷跡というのは、今の防衛施設局の言うところにはなかった。この事実があるということのために、このことを申し上げているわけです。

そして、もう1つ嘉手納基地の話をして、現在の北谷町と嘉手納町は、戦前は1つの村で北谷村でした。戦後、村民が各収容所に収容されている間に村の中央部に巨大な嘉手納基地が構築され、そのために南北に分断された。収容所は開放され、旧居住地への帰還が開始されたのが1945年の10月末で、1947年末には移動助成金などが打ち切られるという状況下で、北谷村はそのほとんどの土地が米軍用地だったため移動が大幅に遅れ、村民待望の本格的な帰還移動が開始されたのは1947年の2月のことだと記録されています。

そして、1948年の5月には、嘉手納基地への立ち入りが全面的に禁止され、現在の北谷の桃原にあった役所への通路が遮断されるという形になり、交通が発達してない当時としてはこの分断が行政上で大きな障害となったため、村民の約70%が帰還した1948年の12月8日に嘉手納地区が分村して、今の北谷町と嘉手納町になっていると。こういうことなんです。

当時は、旧道路なり飛行場を横切って通行できていたんですね。そのときまで。だから、遮断されると旧コザ市、今もフェンス沿いになっているこの道を通ってしか北谷に行けない。もちろん潮が引いたときには海岸は通れたでしょうけど、これは道というところではありません。そういう実態なんです。

すなわち北谷と嘉手納は広大な米軍基地によって、戦後分断されてできたまちであることを決して忘れてはいけないというふうに思います。

1953年から1955年にかけて、米軍により新たな強制接収が強行されました。1953年には具志という部落、そして1955年の3月には伊佐浜、1955年6月には伊江島と続いています。1954年、米国大統領は沖縄の米軍基地の無期限保有を宣言しました。それを受けて、米軍政府は沖縄の米軍用地一括払いの方針を打ち出しました。これはむしろ軍ではなくて米政府ですね。翌年10月には、プライス下院議員を代表とする米国議会調査団が派遣され、19

56年6月にプライス勸告が発表されました。その内容は、「琉球においては我々(アメリカ)は政治的支配権を持っており、また、同島には挑戦的国家主義運動がないので、我々は長期にわたって極東、太平洋地域にある沖縄に基地を持つことができる。ここで我々が原子力兵器を貯蔵または使用する権利に対して、何ら外国政府の制肘を受けることはないのである」すなわち一括払いで米軍用地を買い取るという屈辱的な内容でした。

このような県民の人権、財産権を無視した米軍のやり方に対して、ついに県民の怒りは爆発しました。

6月14日には琉球政府立法院議会、米軍用地連合会、沖縄市町村会からなる四者協(後に市町村議会も加わり五者協になる)が結成され、その内容は一括払い反対、適正補償、損害補償、新規接收反対のスローガンを確認しました。さらに、16団体からなる軍用地問題協議会を結成し、名実ともに島ぐるみ闘争へと発展していきました。6月20日には全市町村において住民大会が開かれ、延べ40万人が結集したとされています。6月25日には那覇市とコザ市において県民大会が開催され、それぞれ10万人、5万人が結集したと当時の新聞は報じました。

米軍用地問題解決のために、二度にわたり米国政府に直訴団を派遣するなど粘り強い闘争の結果、軍用地料の毎年契約と地代を2倍に値上げすることができました。1958年に一括払いを断念させ、軍用地料の毎年契約権を勝ち取ったこととなります。これは、沖縄が戦いによって主権回復をした第一歩だと言ってもいいと思います。

以上、述べたように、本島中部に存在する米軍基地は占領当時のまま、それから戦後新たに銃剣とブルドーザーによって強奪された土地なのです。

祖国復帰を目前にした1971年、第66回特別国会において、沖縄における公用地等暫定使用に関する法律、公用地法(略称)が強行採決されました。1972年5月15日、復帰は実現しましたが、県民の要求した無条件全面返還は無視され、政府の言う「核抜き本土並」という実に欺瞞的なものでした。その実態はこの間明らかになっているように、日米のトップによる密約に基づく米軍基地の自由使用が目的化された、実に許し難い内容だったのです。

当然のことながら、復帰と同時に適用された公用地法のもとで、3,000人の地主が契約に応じませんでした。5年間の時限立法であった公用地法はその期限切れを迎えても、なお100名余の反戦地主は契約を拒否し続けて、4日間の法的空白を生ずる結果となりました。

この大混乱の中で持ち出されたのが地籍明確化法であり、未契約地主の土地の確定が目

的であったことは明らかです。

その結果、1977年5月18日、公用地法の5年延長と4日間の法的空白の遡及を盛り込んだ地籍明確化法。中身は新たな土地強奪法が強行可決されました。

この地籍明確化法の中で土地調査があったわけですが、その測量している担当の人が私の職場まで来た。これも前に収用委員会で述べたことですが、そして、この境界線をあなたが認めないとこれが完結しないので認めてくれということでした。そのときに私はその人に聞きました。「あなたは、ここに私の土地があったことを知っているんですか」と言ったら、「いや、私はその当時のことは全然わかりません。戦後の生まれです」と言っていました。わかるはずないですよ。そこで、いや、あんたに私が苦情を言ってもしょうがないから、宇森根の代表者がいるのでそこに電話をかけるので、その人から話してもらいましょうねということで電話をしました。そうしたら、実は有銘さん、そこにはあなたの家はなかったんだよとはっきり言っていました。そして大変もうしわけないけど、現場まで尋ねてきて、そして地籍明確化法に基づいて測量している担当者が来ているので、ただ単に追い返すわけにはいかんから、そのことを説明してくださいと言うので電話をかわりました。それを聞いたら、さすがにそれ以上言うわけにはいきませんよね。「わかりました」と言って帰って、その後何にもありません。だから、これで2回目ですね。母たちが確認した土地と、それから測量のときに宇の代表が言ったこと。

さらに、日本政府は地籍明確化法の期限切れの後ですね。地籍明確化法の期限切れの後もお蔵入りになっていたはずの米軍特措法を持ち出し、途中2度にわたる内容の改悪を行い、地権者及び市町村長、県知事の権限を奪ってまで米軍基地の強制使用、自由使用を強行しているのが沖縄の米軍基地の実態なのです。この件は収用委員の皆さん、おわかりでしょうけれども、結局、何が何でも基地に提供するためにあらゆる手段、そして本当に財産権、そして権限まで奪って、法律を改悪、改悪してまで押しつけて、強行に取り上げていく。それが実態なんです。

2010年10月14日だったと思いますが、久々に反戦地主の基地立ち入りが認められました。沖縄防衛局は、地籍明確化法は基地の強制使用のための意図的な資料づくりであり、容認できない。地図に示されている土地は、その位置境界は実態と大きく異なるとして署名を拒否している反戦地主の眞榮城玄徳、有銘政夫に対して何と言ったかという、「嘉手納基地を一帯として使用しているので問題はない。周囲の地主は全員認めている。境界線についての争いはない」先ほども言っていましたね。と言いつけてきました。

さらに1977年の交渉の期限切れを迎えた大混乱の中で、基地の立ち入りを容認して以来、先ほど申し上げた2010年の10月に初めて基地内立ち入りが認められました。

嘉手納基地については、収用委員の皆さんは一緒でしたからおわかりと思いますけれども、照屋秀傳、有銘政夫の2人が県収用委員会に同行いたしました。当時は弁護士の皆さんは同行しておりません。

私がこの目で見た基地内の印象はまるで別世界で、隅々まで整備され住宅が建ち並んでいました。この比較は公用地法が切れた後に最初に立ち入りしたときの比較です。私の土地を例にとれば、1977年の立ち入りのときは周囲には建物のない広場で、土地の境界の四隅に砂袋を置いて確認させられました。これがあんたの土地だと。

今回は、整備されたその住宅街できちっと測量用の杭が打ち込まれていました。そして、そのポイントに測量用の紅白の目印のついた棒を立てて、そのポイント全部に棒を立てて、これがこの地籍のポイントを示している位置だというふうに言いました。嘉手納基地内の未契約全地籍について1筆ごとに、各ポイントに測量用の紅白に塗られた棒を立てて確認作業が行われました。また、ポイントが建物内に位置する場合は、屋上にポイントが表示されているとのことでしたが、もちろん確認はしていません。

ここで、私たちは2つ質問をしています。基地内の全地籍にポイントが打ち込まれているのかという質問に対しては、いや、これは未契約地主の土地だけですと答えていました。このポイントは、どのようにしてきょうの作業に間に合わせて確認したかといったら、固定された構築物、例えば電柱から第1ポイントまでの距離と角度が記録してあるので、そこを見つけ出すことから始まって、前段に作業してこのポイントに全部草を刈ったり、埋まっていたらそれを見えるようにしたりして、赤いペンキで一目でわかるように印をしてありました。

私が非常に問題に思って、秀傳さんと2人で話し合っただけですが、1つには、まず私たち地主2人に図面など資料は一切渡されませんでした。それで質問をしたんですが、いや、準備してないと。後であげますという約束になってましたけれども、その後、拒否されました。

もう1つは、ゆっくり質問をして聞こうと思っていたんですが、収用委員の皆さんもお聞きになっていると思いますが、ここは住宅地なのであまり長いこといるとすぐMPが来て問題になるので急いでくださいというふうに、次、次、次、移動させられました。

、私たちが一番知りたかった周辺の人たちはみんな確認できていると言っていたにもかかわらず

ならず、土地の周辺の説明も、地図も、地籍も何にも示されないまま、極端に言うと、これがおまえの土地だということですよね。そういった形での形式的なポイントだけを確認するという作業でした。

本来、土地の確認作業とは、すべての確認仕様にに基づき、現地に即して説明されなければ確認作業ではないはずだと思っています。今回の確認作業は、ここがおまえの土地だと一方的に言い渡されただけの確認ではなくて押しつけです。このことは防衛局の言う、土地は確定されたというアリバイづくりのための立ち入り容認だったことが明らかだと言わざるを得ません。

そこで、先ほどの求釈明でも言いましたが、何とかしてこの資料を集めたいと思って防衛局の1階に行ってみたら、基地内の地籍縦覧窓口というのがありました。そこで聞いてきました。沖縄市字森根の地籍について見せてほしいと言ったら、こちらには嘉手納町のものしかありません。沖縄市はどこにあるのかといたら、沖縄市にある沖縄市土地連合会の事務所に併設してあるから、そこへ行って見てくれと言われました。そこで、ことしの3月2日に地主会館を尋ねました。地主会の会長の照屋秀傳さんと事務局長の池原さん、それと眞榮城さんと私4名で行きました。

そこに置いてあったのは、嘉手納の全図、それから未契約地主の地籍分布図。これは、その沖縄市内にある地籍未契約地主のいる部分を12かに区分して、それを拡大した地図がありました。そして、さらに1筆ずつ拡大したものがあるということで見ましたけれども、それは先ほどから言っている、防衛施設局が常にここがおまえの土地だと言ってるあの地図。それから、あのときは収用委員会の皆さんが持っている地図を一緒にのぞかせてもらったが、ほぼ同じようなものが置かれていました。

○当真会長 すみません、有銘さん。あと10分程度で5時になりますので、よろしくお願ひします。

○有銘政夫（普天間基地土地所有者） はい。

その次に、先ほどから言っている法務局に行つて地図を請求してみたら、先ほど質疑で申し上げたようなものが出てきた。これは一致しておりません。そこであの質問をしたんです。

ですから、いわゆる地籍明確化法というのは、一方で公用地法というのが、何とせよ米軍に提供するという密約に基づく国の方針として法律を変え、あらゆる策動しながら、押しつけていながら、そしてあの土地の見せ方も杭まで打つて、ここがおまえのものだと

何で決めつけられるのかと。本人が違うと言っているのに、その検証は地籍明確化法でみんなが認めているから。先ほど眞榮城さんも言ってましたけれども、こういったことが実態としてあるわけです。

そこで、平成3年6月付けで、先ほど眞榮城さんが言った未認証の土地の人たちの要請が来ていたので、現在もそのとおりですかという確認のために土地連にまいりました。土地連の会長、副会長、事務局長、職員4名と私と眞榮城さんと会いました。そしたら、先ほど眞榮城さんが説明したように、非常に不利益を被っていると。一方でこの地籍明確化法が、確実に公用地法での土地の強制使用に使う目的は達成されていながら、一方で地権者の権利にかかわるものは野ざらしなんです。同じ国の中でこんな差別がまかり通っていいのか。そういう実態を持ちながら、確定できた、確定できた。しかもお互いに私たちが争っている必要はないじゃないですか。

強引に奪われて、戦争当時のまま占領時代のままに強引に使われ、そして復帰しても押しつけられている土地に、お互い同士がいがみ合う必要はないから争いが起こるわけはありませんよ。これは両方国の一方的な沖縄への差別と犠牲を押しつけられた結果が、あらゆる手段を通じてでっち上げられているおかげで出ている問題ですから、これまさに国の責任です。しかも、その具体的な作業を進めているのは防衛施設局の皆さんですから、防衛庁の皆さんですから、これは責任を持たなければなりません。あたかも我が物顔で、周囲は認めているんだと言いながら、今度は逆にこの困っている地権者に対しては、有銘さんと眞榮城さんが認めないから、これは認められないんだと逆に向こうを脅しているんですよ。こんな二枚舌、二重政策、差別政策を平気でやっっているながら、この場でああいった態度に出るのはどうしても許されない。こういうふうに思います。

沖縄の基地問題は、まさに戦後処理なんですよ。占領当時のままで、それを容認していた日本政府の、しかも国内法なんていう形ででっちあげていて今にあるわけですから、絶対にこれは日本政府の責任です。

先ほどから出ているメア発言が今大問題になっています。このことについて。

○當真会長　すみません。有銘さん。きょうは5時で終了の予定です。あと5分になります。よろしいですか。大丈夫ですね。

○有銘政夫（普天間基地土地所有者）　はい。

あのメア発言の中で、沖縄人は怠け者でゴーヤもつぐれないと。いったいあの嘉手納基地の7,400名と言われる人たちは、一部の特例を除くと、地権者は全部が農家で農民で

すよ。この生産する土地を奪って、ゴーヤーもつukれないなんてとんでもない話です。

しかも、新聞によると、メアさんという人は1945年ぐらいの生まれのようですね。先ほどから言っている、戦後、銃剣とブルドーザーでアメリカが土地取り上げをしていた頃に生まれた人なんですよ。まさか私の生まれたときから沖縄はアメリカのものだという、こんな発想。まさに丸出しじゃないですか。

過去に嘉手納の会長がいろいろな要請に来た人たちに、嘉手納空軍基地と嘉手納町とどこが先にできたと思うかと。こういったことで物議を醸したことがあります。メアさんの発言によると、これは普天間基地、先ほど出ていましたけど、民間空港と同じだと言う。どこの民間空港にタッチアンドゴーを毎日やっている飛行場がありますか。こんなことを平気で言わせている。そしてその日本政府の仕打ち。その先兵となって働いている防衛施設局の皆さん。胸に手を当てて、ウチナンチュとは、米軍基地とは、こういったことをしっかり考えてもらわないとならないと思います。

収用委員会の皆さん。この際、今述べたように、去年の10月に入った立ち入りの実態。私は今かいつまんで申しましたけれども、このような状況で一方向的に置かれている状態というのは、これ不当ですよ。ぜひ物事の平等の精神と、それから実質審理に基づいてという大方針に基づいて、今一度私たちの土地に対して却下をしていただく。こういった英断を心からお願いをして、私たちも今後ますますこの問題については、それが実現するまで希望を捨てずに頑張りますので、よろしくお願いします。

以上を申し上げて、意見を終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○當真会長 有銘さん、ありがとうございました。

もうすぐ5時になりますので、意見陳述についてはこの程度にさせていただきたいと思えます。

なお、最後に防衛局、何かご意見ありますか。よろしいですか。

○長嶺英光代理人(起業者側) (うなずく)

○當真会長 それでは、定刻になりましたので、本日の審理はこれで終了したいと思います。この第8回の審理をもちましてすべての審理を終了いたします。

なお、本事件について意見等がございましたら、平成23年4月18日・月曜日までに当収用委員会事務局あてに意見書を提出をしていただきたいと思います。

平成21年度6月30日に第1回の公開審理を開催して以来、約1年と10カ月に及びました

が、その間、皆様の真剣なご意見をいただき大変ありがとうございました。どうもご苦勞様であります。

本日の審理はこれで終了しまして、今回の公開審理はすべて終了といたしたいと思えます。ありがとうございました。

(午後5時1分 閉会)